

平成30年度
部門別事業計画

1 総務	1 頁
2 地域福祉活動の推進	3 頁
3 高齢者・障害者・児童等利用支援	13 頁
4 福祉サービス（要介護者・要支援者、障がい者・児、子育て）	28 頁
5 地域施設	54 頁
6 入所施設	58 頁

1 総務

<基本方針>

社会福祉協議会の基本目標である「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の実現に向け、経営資源を有効に活用しながら、効果的な事業運営を行うため、下記の重点目標に取り組む。

<重点目標>

- 収支管理を徹底しコスト意識を高める。
- 職場への定着支援と働きやすい職場づくりに努める。
- 地域貢献を目的とした施設利用の促進を図る。

■法人関係

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・法人運営に関する こと	・事業実態の把握	>>内部会議を開催し意見や情報を交換しながら、事業活動の検討及び改善を図る。 ・幹部会議（月初め平日2日目） ・運営会議（毎月18日；休日等の場合は翌日）
	・経営環境の変化への対応	>>法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督のため理事会を開催。 （6月・3月及び必要がある場合） >>法人運営の規程等に関する決定及び役員等の選任・解任等、法人が適切に運営されるよう監督する役割として評議員会を開催。 （6月・3月及び必要がある場合） >>地域や利用者の意見を法人運営に反映するため、運営協議会設置に向けて検討を行う。 >>法人の経営基盤の強化及びその提供する福祉サービスの向上を図るため三役会議を開催。 >>事業を行うため必要な重要課題等を専門別に研究協議し、法人の活動が地域福祉ニーズに対応するとともに効率の良い活動展開を図るため専門委員会及び調整委員会を開催。 （専門委員会：必要に応じて開催／調整委員会：毎月運営会議後）
	・経営資源の有効活用	>>経営資源を有効に活用し適切に配分しながら、経営基盤の強化及び安定を図る。
	・収支管理の徹底	>>収支状況を幹部職員に報告し、コスト意識を高める。 >>活用を目的とした経費削減マニュアルを作成する。

■職員関係

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・職員の資質向上への取り組み	・福祉資格の取得促進	>>研修費用を助成し福祉資格の取得推進を図る。 (介護福祉士・社会福祉士等スキルアップ研修への一部助成)
	・研修環境の整備	>>基金財源を活用し研修環境を整備しながら専門性の向上を図る。 (育成的な職場風土づくり)
・職場への定着に向けた取り組み	・職員処遇の向上	>>業績考課を基にした処遇の検討を行う。
	・無期労働契約への転換	>>平成31年度より始まる無期労働契約転換に向け、対象職員へ周知し準備を行う。
	・福祉人材の確保	>>企業説明会への参加や職場見学により宣伝活動を行う。 >>未経験者の採用も検討する。
・職場環境の整備	・過重労働対策	>>業務の効率化やバックアップ体制の見直しに向けて取り組む。 (安全衛生委員会審議事項)
	・年次有給休暇の取得促進	>>年次有給休暇の取得推進を図る。 (安全衛生委員会審議事項)
	・女性活躍推進対策	>>一般事業主行動計画策定に向けて準備を行う。 (安全衛生委員会審議事項)

■総合福祉センター管理関係

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・総合福祉センター指定管理	・施設貸出	>>福祉活動の拠点施設として、高齢者、障がい者等の在宅福祉の向上及び地域貢献を目的にした施設の利用促進を図る。 ◇高齢者・障がい者等の活動 ◇子育て支援及び子育て家族の交流活動 ◇地域福祉増進に係る活動 他
	・利用者へのサービス向上	>>利用者への情報提供及び利用ニーズの把握に努めサービスの向上を図る。 ・利用者会議(年4回)・利用者アンケート実施(年1回) ・広報誌発行 ・ポスター等の掲示
	・センターの維持管理	>>センター利用に支障が生じることのないよう施設等の点検、修繕を行う。 ・業務委託等による保守、点検 ・修繕(必要に応じ市と協議) ・職員による見回り ・環境整備(草刈 年1回)

事業項目	事業区分	具体的取り組み
	・衛生管理、安全対策	>>利用者が安全で快適な環境のもとで利用できるよう施設の管理及び整備を行う。 (日常点検等の実施及び冬期特有事故防止のための注意喚起)

■会計関係

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・予算及び決算に関すること	・決算	>>決算監査（平成30年5月25日）
	・予算作成	>>経理規程に基づいた予算の作成。 ・補正予算（適時） ・次年度当初予算（3月）
・会計及び経理に関すること	・会計監査（内部監査）	>>経理規程に基づいた内部監査の実施。 ・第1四半期業務監査（平成30年7月30日） ・第2四半期業務監査（平成30年10月30日） ・第3四半期業務監査（平成31年1月30日）

2 地域福祉活動の推進

【地域福祉課】

<基本方針>

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受けとめ、多機関・他職種と連携し地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりに取り組む。

【宮古地域支援係】

<重点目標>

- ①相談機能の向上を図る。
- ②活動・事業に関わる(参加する)人への聞き取りや各種団体との情報交換等、アウトリーチを強化する。
- ③アウトリーチでキャッチした課題を係内で共有し、既存の活動支援や新たな仕組みづくりを考える。
- ④個別支援と地域支援に携わる職員間で定期的に事例検討を行ない地域に必要な資源を考える。

事業項目	事業区分	具体的取り組み
■福祉の学びと担い手の育成	福祉を知らない人の参加意欲の醸成	>>児童・生徒対象体験教室実施（通年）サマースクール（年1回） >>資源の創出（当事者団体への相談、施設との連携・協力） >>教職員・施設職員等対象研修会実施（年1回）

事業項目	事業区分	具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育推進事業 ・ボランティア・市民活動センター運営 		<ul style="list-style-type: none"> >>施設職員等との体験プログラム検討会及びプログラム作成（通年） >>福祉作文・標語コンクール（年1回） >>学校訪問（通年） >>和来輪来まつり（年1回）
	福祉への参加人口増加	<ul style="list-style-type: none"> >>ボランティア活動相談・コーディネート（随時） >>ボランティア講座実施（年3回） >>活動団体情報交換会さ・わカフェ（年3回） >>情報発信/掲示板更新・SNS開設・助成事業案内（随時） >>施設・関係機関等への訪問、聞き取り（随時） >>活動団体支援/ボランティア連絡協議会事務局（通年） >>活動の場の創出（通年） >>活動ニーズの把握（通年） >>活動保険手続き（通年）
<ul style="list-style-type: none"> ■安心の地域づくり ・サロン事業 ・あらなみキッチン ・地域コミュニティ形成事業（委託） ・支え合いマップづくり 	場の創出	<ul style="list-style-type: none"> >>新規立上支援/相談・訪問（通年） >>活動継続支援/相談・訪問（通年） >>関係機関への説明と協力依頼/対象者の発掘（通年） >>生活困窮者自立支援事業との連携 >>あらなみキッチンの開催/社会参加と体験の場（月1回） >>参加者同士の話し合いの場づくり（月1回） >>住民交流活動・サロン実施（通年） >>住民との学習会実施
	つながり・支え合いの充実	<ul style="list-style-type: none"> >>サロン定期的訪問（通年） >>圏域単位のサロン情報交換会（5圏域） >>リーダー研修会企画参加及び運営協力（年4回） 福祉コミュニティ形成事業 >>地域関係者情報交換会及び研修会開催（年1回） >>活動支援団体連携会議開催（年2回） >>公営住宅自治区単位の住民・支援団体話し合い（随時） >>支え合いマップづくり（年1回）

事業項目	事業区分	具体的取り組み
		>>インストラクター養成研修参加（年3回）
■活動基盤の充実 ・ 会員事業 ・ 共同募金事業 ・ 広報誌発行 ・ 実習受入	財源	>>会員・会費事業（通年） >>共同募金委員会事務局運営（通年） 運営委員会（年4回） 審査委員会（年3回） 地区募金委員会（年3回） 業務監査（年4回） 県共同募金会報告（通年） >>共同募金運動（通年） 運動計画立案、団体との連絡調整 >>広報・啓発活動（通年） >>助成事業周知・相談・申請対応（通年）
	情報	>>広報作成（年3回）
	人材	>>キャリア教育、インターンシップ実習受入（随時） >>ソーシャルワーク実習受入・実習スーパービジョン（年3回/4名） >>実習指導者会議（年1回） >>実習報告会（年1回） >>各種研修参加、研修報告会（通年）
	組織圏域	>>担当エリア設定、配置 >>担当エリア会議の開催（月1回）
■地域支援機能の充実 ・ 生活支援事業（被災者支援事業） ・ 心配ごと相談事業 ・ 低所得相談事業 ・ ボランティア相談	相談機能の向上	被災者支援事業（通年） >>事例検討会実施（年4回） >>アセスメント基準の導入・活用による支援対象者の区分整理（通年） >>個別訪問 >>各種研修会及び情報交換会への参加（通年） 心配ごと相談事業（通年） >>専門相談員（司法書士）へのつなぎ（随時） >>多機関相談窓口情報収集（通年） 低所得相談事業 たすけあい銀行貸付事業・生活福祉資金貸付事業（通年） >>たすけあい銀行運営委員会開催（年1回） >>借受世帯訪問（通年） ボランティア相談事業（通年）

事業項目	事業区分	具体的取り組み
		包括支援センター主催地域ケア会議参加（月1回）
■新しい課題への対応と見直し	新たな課題への対応	>>懇談会実施（年1回） >>事業モニタリング・見直し（年2回）
■その他 ・社会福祉大会開催 ・敬老会助成事業 ・民生委員児童委員活動支援		>>県社会福祉大会参加（年1回） >>市大会 関係機関及び団体との協働運営（年1回） >>社会福祉関係者の表彰に関する事務（通年） >>敬老会開催地区助成事業（年1回） >>民生委員・児童委員活動支援 >>地区民協活動助成金交付（年2回） >>互助共励給付金交付手続き窓口（随時）

【生活支援係】

<重点目標>

- ①生活課題を抱えた相談者に寄り添い継続的な自立相談支援を展開する。
- ②支援につながる事が困難な方に対し、アウトリーチ機能を強化するため行政や関係機関との連携を促進する。
- ③困窮または孤立する恐れのある方に対して予防的な取り組みを行う。
- ④「社会的役割」や「居場所」を作っていくため、社会福祉法人や企業、市民への働きかけをする。
- ⑤「こどもの貧困の連鎖解消」や地域での孤立の防止に向けた取り組みを行う。
- ⑥「こども食堂」継続及び地域への展開のため、新たな財源獲得の仕組みを構築する。

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
宮古市生活困窮者自立支援事業	寄り添い継続的な自立相談支援の展開	生活に課題を抱えた方	>>自立相談支援プランの作成および実施（随時） ・自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援、住居確保給付金受付事務、就労支援、一時生活支援における自立相談支援、食糧支援 >>プラン評価とモニタリングの実施（月1回） >>支援調整会議の開催（月1回） >>ケース会議の開催（随時）

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
宮古市生活困窮者 自立支援事業			<ul style="list-style-type: none"> >>任意事業計画書作成と評価の実施（随時） >>相談室内フリースペース設置（通年）
	アウトリーチ機能強化のため行政や関係機関との連携促進	支援につながる事が困難な方	<ul style="list-style-type: none"> >>行政との学習会の開催（年2回） >>市内各所へのチラシ配布（年3回） >>関係機関研修会等への講師派遣（随時） >>関係機関ケース会議への参加（随時） >>関係機関出張相談会の受入（通年）
	予防的取り組み	困窮または孤立する恐れのある方	<ul style="list-style-type: none"> >>あらなみキッチンの開催（月1回） >>くらしに役立つ講座の開催（年2回）
	「社会的役割」や「居場所」構築に向けた、社会福祉法人や企業、市民への働きかけ	社会的孤立、複合的な課題を抱えた方	<ul style="list-style-type: none"> >>しごとネットの開催（通年） >>事例検討会の開催（年3回）
			>>まなびネットの開催（通年）
こども食堂及び親への自立支援事業	「こどもの貧困の連鎖解消」、孤立の防止に向けた取り組み	ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> >>しおかぜキッチン（月1回） >>しおかぜダイニング開設と支援（随時） >>ひとり親等パソコン教室（週2回） >>子ども向けピアノ教室の開催（月2回） >>支援者研修会の開催（年3回） >>視察研修の実施（年1回）
	「こども食堂」継続及び地域への展開のため、新たな財源獲得の仕組み構築	ひとり親世帯、住民	>>新たな寄付の仕組みづくり（通年）

【田老地域支援係】

＜基本方針＞

田老福祉センターを活動の拠点として、住民主体による地域福祉活動の推進を図る。

＜重点目標＞

- 自治会や関係機関と連携し、地域のニーズを探りそれに対する支援を検討・実施する。
- 住民参加型の事業運営を目指し、地域の福祉力の向上、支え合いの関係づくりへとつなげる。

■田老福祉センター管理運営

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	評価基準
・田老福祉センター管理運営	・センター内施設の活用	・地域住民 ・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> >>田老福祉センターを地域の資源として、住民に活用してもらう。 ・地域交流イベントの企画、実施 ・会議室等貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流イベントの開催 ・センター利用者の増加
	・センターの維持管理	・センター	<ul style="list-style-type: none"> >>センターを安全に、より充実した活用ができるよう、維持管理を行う。 ・業務委託等による保守・点検 ・必要箇所の修繕 ・随時清掃計画を立て、必要箇所の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画に基づき、計画的に修繕ができる。

■田老地区地域支援事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	評価基準
・田老地区地域支援事業（会費）	・田老地区福祉演芸大会	・地域住民 ・関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> >>団体やその活動を披露する場、住民同士が集い交流する場の創出のため、福祉演芸大会を実施する。 ・実行委員会の開催と実行委員会を主体とした会の運営。 ・出演団体を広く募集。若い世代の出演団体の発掘。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規出演団体2組。 ・実行委員会にて目的を共有し、企画の検討ができる。 ・若い年齢層の参加人数が多くなる。（参加者アンケート結果による）
	・福祉協力員による地域における福祉力の向上	・福祉協力員 ・自治会	<ul style="list-style-type: none"> >>各地区に福祉協力員を委嘱。他の事業や行事への協力を依頼する。 ・協力員の委嘱 ・保険加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・全地区に福祉協力員が委嘱できる ・福祉協力員を通じて、地

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	評価基準
			<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の依頼 ・地域情報の共有 	域住民への周知や募金活動を行うことができる。
・田老地区地域支援事業（共募／委託）	<ul style="list-style-type: none"> ・おまかせ弁当 ・まごころ弁当 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中独居高齢者、障がい者等 	<ul style="list-style-type: none"> ≫高齢者や障がい者を対象に食事の提供による見守り。 ・利用者への弁当配達と申請等にかかる相談業務 ・配達ボランティアの募集・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の見守りができる。 ・配達ボランティア2名登録。
・福祉コミュニティ形成事業（共募／被災者支援総合事業・委託）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいいいききサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ≫各地区にて高齢者の介護予防や住民同士の交流促進、見守り関係形成を目指し、サロンを実施する。 ・各サロンの状況把握を行い、課題や解決のための支援方法について検討・共有する。 ・ほっとほーむやその他自主サロン運営支援、新規サロン立ち上げ支援 ・ふれあいいいききサロン運営 ・サロン交流会の開催 ・田老地区の関係機関や支援団体との情報交換・支援検討会 ・支援団体活動調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の目的を職員間で共有、統一した支援を実践できる。 ・関係機関の情報交換会2回開催 ・関係機関との情報交換のもと、新規1地区立ち上げ支援に入る。 ・田老地区サロン交流会1回 ・サロン開設地区 ・サロン参加人数維持
・生活支援事業（委託）	被災者相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設・公営住宅入居者 ・再建者 	<ul style="list-style-type: none"> ≫個別訪問活動 ・仮設住宅・災害公営住宅全戸訪問。（月1回） ・アセスメントにより、支援対象や課題の明確化。適切な支援へとつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント完了 ・アセスメントで明らかになった、支援が必要な世帯に対して、関わりを持つことができる。 ・専門機関と連携して課題解決へ取り組むことができる。

【新里地域支援係】

＜基本方針＞

- ・地域・住民のことを知り、住民主体による地域福祉活動の推進を図る。

＜重点目標＞

- 地域の課題・ニーズの把握を行ない、地域を知る。
- 地域住民主体の居場所をつくる。（寄り添いささえあい居場所づくり）
- 新里を大切に思い、「自分たちができること」を進んで行う子どもたちを育てる。

■新里地区地域支援事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	成果・評価
・新里地区 地域支援事業 （会費7月） （赤い羽根10月） （歳末たすけあい運 動12月）	・福祉協力員・企業 による地域福祉力 の向上 ・ボランティア活動 ・福祉体験教室の充 実	福祉協力員・企 業	>>福祉協力員を委嘱し協力依頼。新里地区の福祉 事業所、地域の企業への依頼。 ・福祉協力員の委嘱。 ・保険の加入。 ・会費・募金の活動協力依頼。 ・広報活動、情報提供。	・福祉協力員、企業等を通 じ会費・募金活動を行う ことができる。
		新里小・中学校 新里の福祉施 設・地域企業・ 地域住民・地区 民生委員	>>募金活動を地域に周知し地域福祉活動の理解と 参加協力を努める。 >>新里地区のイベント、施設イベント等にも参加 し地域に寄り添いながら活動を行う。 ・広報活動 ・イベント募金（募金ボラ依頼） ・紫桐苑納涼祭参加 ・玄翁館まつり ・新里まつり ・和井内収穫祭 >>小中学校や地域住民、地域の企業、関係機関と 連携を図り福祉教育を計画的に行い、ボランテ ィア活動や募金活動等を展開していく。 ・福祉体験教室 ・地域福祉体験教室	・地域に周知し募金活動の を理解してもらうことが できる。 ・清掃ボランティアを地域 に広げる。 ・福祉体験教室を活かした ボランティア活動をす る。

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	成果・評価
				・募金ボランティアを地域住民・企業へ広げる。
共同募金配分事業 (サロン・配食)	・高齢者サロン事業 (通年)	高齢者・関係機関 民生委員	<ul style="list-style-type: none"> >>新里センター内の3事業所間での情報共有、連携を密に図り地域の課題支援に協力して取り組む。地域に合わせた住民の居場所づくりを実施。 ・認知症カフェ ・サロン立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の居場所作り。 ・関係機関の協力を得て地域の見守りができる。 ・新規サロン2カ所支援。
	・配食「おまかせ弁当」の実施(毎週木曜日)	日中独居・高齢者・障がい者 配達ボランティア 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> >>日中独居・高齢者・障がい者への食事の提供と安否確認。 ・新規利用者 ・地域への配食の周知と相談業務。(事業所) ・ボランティアと連携・調整。 ・ボランティアの養成と研修。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認ができ信頼関係を構築できる。 ・体調確認ができる。
・相談業務 (支援・援助)	・生活福祉資金、たすけあい銀行の貸付相談(通年)	新里地区住民・ 民生委員	<ul style="list-style-type: none"> >>低所得者の世帯からの相談受付、申請受付、償還指導を行いながら借受人世帯にあわせた支援を行う。 >>民生委員への制度の説明、情報提供、情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員への情報交換をする。 ・貸付相談をする。
	その他(地域の相談)	地域住民、民生委員 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> >>地域の情報収集や困りごとの相談対応。 ・広報活動 ・相談対応・訪問相談。 ・研修会参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容により関係機関につなぐ。 ・地域での見守りにつなぐ。 ・情報提供できる。

【川井地域支援係】

＜基本方針＞

住民と共に支えあう地域づくりを目指し「つながり」を意識した福祉活動事業の推進を図る。

＜重点目標＞

○地域福祉懇談会を開催し、地域の現状把握・課題等を地域住民と共有し、関係機関との連携を図りながら地域福祉活動の促進を図る。

■川井地区地域支援事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・川井地区地域支援事業（会費）	・むつわ地域まつり（7月）	>>むつわ地域まつりを川井地域協議会と共催し、地域のつながりを強めるよう地域内団体や事業所と協働し実施する。（年1回） ・実行委員会の定期的な開催（4月より月1回）
	・地域福祉懇談会の開催	>>地域の中での話し合う場として6地区で開催する。 ・地域づくり委員会等と協議し必要に応じた回数を実施する。
	・地域での支えあい見守り活動	>> 関係機関と協力し支えあい、見守り活動の強化に努める。 ・ひとりぐらし高齢者等台帳作成（民生委員児童委員） ・防火指導訪問（川井分署・包括支援センター・心生苑） >> I C T安否確認（365日）、まごころ宅急便 >>高齢者事業支援（地域高齢者事業、老人クラブ等）
・川井地区地域支援事業（共募）	・福祉教育・ボランティアの支援	>>ボランティア関係支援 ・学校や福祉事業所によるボランティア体験交流事業支援 ・地区有志ボランティアによる会食会等事業の支援
	・サロンの支援	>>介護予防の促進、地域住民のつながり合う場所づくりの構築 ・ふれあいいいききサロンの支援、川井地区サロン連絡会の支援

3 高齢者・障害者・児童等利用支援

【宮古市総合福祉センター総合相談支援センター】

<基本方針>

- ・高齢者等が住みなれた地域で生きがいや役割を持ち心身ともに健康で安心して生活できるよう積極的に地域に出向き状況把握していく。
- また、介護予防教室等で交流場や介護予防に関する情報発信とアウトリーチによる地域のニーズ発掘、社会資源の創出につなげる。状況に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関、地域包括支援センターと連携して地域の共生社会の実現を図る。

<目的>

- ・地域で暮らしが継続できるように地域包括支援センター、関係機関、団体と連携し状況に応じて必要な支援援助を行う。
- ・利用者の身体状況を確認して適切な介護機器の貸出を行い体調の維持の継続を支援する。貸出した介護機器の定期点検を行い利用者の安全に努める。
- ・配食サービスを介して昼食の提供とともに声がけなどにより孤独感の軽減や安否確認を行い安心した生活の支援を行う。また、ボランティアの活用や民生委員、隣近所等の住民相互の共助の活発化の支援を積極的に推し進める。
- ・手話通訳者等の派遣により聴覚障害者等の社会参加の促進を図る。地域における共生の促進を図る。

<目標>

- ・対象者にそったコミュニケーションを心がけ安心して相談できる環境を整える。
- ・多様な相談に対応できるように相談援助技術の向上、福祉に関する情報の知識を深める。
- ・適切な介護機器の貸し出しと点検を行ない高齢者等の生活のレベル低下の防止につなげる。
- ・状況に応じて配食サービスを提供して体調維持と見守り安否確認の支援をする。
- ・専門的な手話通訳での技術の向上に関する支援を行う。

■総合福祉センター在宅介護支援センター

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・総合相談支援	・初期相談支援および継続的相談支援 ・実態把握調査 ・巡回相談会等の開催 ・介護予防教室	高齢者・障がい者等	>>電話、訪問、来所時の相談対応。必要に応じて関係機関と連携して支援援助する（随時）。 >>定期的な訪問による実態把握調査（月15件）。 >>巡回相談会等でのアウトリーチによるニーズの発掘（月1回）。 >>参加者同士の交流と健康づくり等の情報発信（随時）。 >>民生委員と連携（随時）。

■介護機器貸出・点検事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・介護機器の貸出、点検	・車椅子、ベッドの貸出 ・車椅子、ベッドの点検	高齢者、障がい者等	>>相談に応じてベッド、車椅子を貸し出しするとともに利用者の状況確認をする。 >>定期点検を行い利用者の安全を図る。

■配食サービス事業（独自・委託）

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・配食サービス	・宅配による定期的な昼食の提供 ・孤独・孤立の軽減、意欲の向上 ・食生活を支える地域のネットワーク ・利用者の確保 ・広範囲の対応	配食サービス利用者、民生委員、ボランティア等	>>宅配時に食事の提供と合わせて見守り安否確認を行い状況に合わせて関係部署や機関と連携を取り対応する（月～金）。 >>声かけによる孤独や孤立の軽減、心身の状態の向上につなげる（随時）。 >>盛付、宅配ボランティアの活用（月～金）。 >>隣近所や民生委員との連携を密にする（随時）。 >>関係機関、地域サロン等へ事業の周知を（毎月）して利用者の増を図る。 >>ボランティアの活用、中継地点の利用。

■委託事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・手話通訳者等の派遣に係るコーディネート	・派遣調整 ・手話通訳派遣事業に関する当事者・地域・福祉団体への理解と利用促進の啓発	聴覚障がい者・健聴者・福祉団体等	>>派遣依頼内容に沿って適宜派遣者を派遣する。 >>依頼者と依頼内容について詳しく確認して必要な資料等を派遣者へ提供して情報保障につなげる ・申請書の内容の確認 ・利用者及び行事等主催者との連絡調整 ・手話通訳者等との連絡調整 ・調整結果の宮古市への報告 ・手話通訳者等からの活動報告書の收受及び内容の確認 ・手話通訳等派遣事業に関するチラシを作成して随時配布

【清寿荘総合相談支援センター】

＜基本方針＞

地域包括支援センターのランチ機関として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域住民や関係機関と連携を図りながら、地域に根ざした総合的な相談支援に努める。

＜重点目標＞

- 相談者の抱えている状況を的確に把握し、在宅生活が維持できるよう、必要な相談支援を行う。
- 地域住民や民生委員、関係機関と円滑な連携ができるネットワークを整備。
- 巡回相談会の開催やアウトリーチを行い、潜在的な地域ニーズを把握し支援につなげる。
- 地域特性を十分に理解し、介護予防教室を開催する。
- 地域住民の交流や情報交換となる場の創出。

■清寿荘総合相談支援センター

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
総合相談支援業務			
	総合相談支援		<ul style="list-style-type: none"> ・来所、訪問等による初期相談支援の実施。また、必要に応じ継続的相談支援の実施。 ・地域住民や民生委員、関係機関等と連携による相談支援実施。 ・相談記録の整備。 ・地域ケア会議の参加。
実態把握調査			
	要援護高齢者等の実態把握調査		<ul style="list-style-type: none"> ・要援護高齢者等の基本情報、サービス利用状況、相談内容等の実態把握。 ・利用者基本情報等を活用しての実態把握調査。 ・地域住民や民生委員、関係機関等と連携し、要援護高齢者の把握。状況に応じて、個別訪問し実態把握。
	共通		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報等を活用しての実態把握。(毎回) ・地域住民や民生委員、関係機関等からの情報収集。(随時)
	要支援・要介護認定を受けていない高齢者		・利用者基本事項、サービス利用状況、相談内容等を実態把握。(毎月15件程度)
	要支援・要介護認定者		・介護保険サービス利用等の把握。(年1回・最低)
	要支援・要介護認定者		・必要に応じ関係機関等と情報共有の実施。
巡回相談会等の開催			

巡回相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会やアウトリーチの実施。 ・相談会を通じ地域のニーズを把握。 ・地域に支援センターの周知・情報発信。 ・地域ネットワークの整備。
介護予防教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性の把握。 ・地域のほっとほ一む、サロンに訪問し、介護予防教室の開催。(年8回程度) ・サロン等のない地区での介護予防教室の開催。(年5回程度) ・自主開催による介護予防教室にレクリエーション道具の貸与。
地域交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のほっとほ一む、サロン等と清寿荘との交流行事の実施。(年2回程度) ・施設行事(ふれあい祭り等)での相談会、福祉用具の展示実施。 ・地域に支援センターの周知・情報発信。 ・地域間のネットワークの構築。
介護技術や認知症理解への普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室、地域交流会を介して介護技術や認知症についての勉強会や相談会を実施。 ・民生委員や専門機関等との連携。

【特定・障害児相談支援事業所】

＜基本方針＞

- ・利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ・市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- ・利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

＜目的＞

- 福祉サービス利用に係るサービス等利用計画を円滑かつ適切に作成すると共に必要な情報、助言や必要な援助を行う。
- 市及び関係機関、地域社会との円滑な連携支援ネットワークの構築を図る。

＜目標＞

- 利用者、家族等の立場に立って懇切丁寧に行う。

○利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行いサービス等利用計画を作成。

○地域での見守り支援など協力体制の構築。

○法令、運営基準などを再確認し適切な給付管理、的確な請求。

■特定・障害児相談支援事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・相談業務	・日常生活全般に関する相談	障害者、障害児、家族	・訪問、面接、丁寧的確な対応 利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う
・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス支援）	・アセスメント ・利用計画案の作成 ・担当者会議 ・利用計画の実施 ・モニタリング	障害者、障害児、家族	・利用者等及びその家族の生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題の確認 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービスを提供する上での留意事項等を確認 ・利用者等及びその家族に対して説明し、文書により同意を得る ・サービス等利用計画案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める ・解決すべき課題に向けて本人及び家族と事業所に計画を提示 ・利用者等及びその家族、福祉サービス事業所等との連絡を継続的に行う ・利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録する ・モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し福祉サービス事業所との連絡調整を行う
・関係者との連携強化	・多職種との連携	民生委員、地区住民、行政、各事業所	・いつでも相談できる関係性を築く ・福祉サービス事業所との連絡を密に行う
・専門職としての資質向上	・各種研修会への参加 ・内部研修	相談員	・関係機関等で行われる研修会へ参加
・運営管理	・法令、運営基準の再確認及び情報収集 ・給付管理	相談員	・法令、運営基準などの再確認、情報収集、必要な書類の定期的なチェックを行う。

【地域福祉権利擁護センター】

＜基本方針＞

- ・ 地域の中で分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。
- ・ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業を推進する。
- ・ 資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うこととする。

＜目的＞

- ・ 本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助を行うものとする。
- ・ 金銭管理を通して生活の基盤の安定や社会生活のスキルの獲得に寄与する。
- ・ 自己決定の尊重と各種の社会資源と連携した支援を実施する。

＜目標＞

- 関係機関と連携を図りながら、利用者の立場に立った支援を実施する。
- 事業の円滑・適正な実施を図りコンプライアンスの強化に努め透明で適正な事業運営を展開する。
- 地域における権利擁護体制強化を推進する。

■日常生活自立支援事業

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み
・福祉サービスの利用援助事業	・福祉サービスに係る相談業務 ・福祉サービス利用援助契約の締結 ・支援計画作成	認知症高齢者 知的障がい者 精神障がい者 等	>>利用者が抱える課題を解決する為利用者と社会の接点に介入し、その課題解決に努め、またその課題を地域課題として社会への働きかけ、地域福祉の推進に努める。 >>利用者のプライバシーへの配慮。 >>相談援助を通して、利用者のアドヴォカシーに努める。 >>申請の受付と判断能力等の評価・判定をする。(契約締結ガイドライン作成) >>支援計画の作成をする。(本人の状況把握と援助範囲及び判断能力の確認) >>県社協による契約審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応する。 >>契約に至らない方、成年後見制度の対象と思われる方等は、市町村及び関係機関への連絡調整し、後の支援が適切にできるよう対応する。
	・書類等預かり物件に	契約締結した	>>運営適正化委員会が行う実施状況の調査に協力する。(全ての預かり物件に)

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み
	係る保管業務	利用者	<p>ついて、上半期3月末日、下半期9月末日の点検実施)</p> <p>>>預かり物件の金庫からの出し入れ等、厳重な職員の複数チェック体制を確立する。</p> <p>>>利用者の死亡等の事由により預かり物件の返還を速やかに実施する。</p>
	・利用者支援	契約締結した利用者	<p>>>預金の払い戻し・預金の解約・預金の預け入れの手続き・利用者の日常生活費の支払い・管理等</p> <p>>>利用者の意向に基づき必要な事務・手続き及び調整を図る</p> <p>>>専門員の的確な調整・指示のもと生活支援員による正確な支援を実施する。</p> <p>>>支援内容の複数チェック体制を確立する。</p> <p>>>利用者の意思確認及び関係機関との連絡調整を確実に行う。</p>
	・モニタリングを実施	契約締結した利用者	<p>>>定期的にモニタリング（支援の実施状況の確認と評価）を実施し、必要に応じて支援計画を本人へ十分説明・了解を得たうえ変更する。</p> <p>>>契約締結に疑義が生じた場合には、契約審査会に諮るものとする。</p> <p>>>利用者の生活変化の察知に努める。</p> <p>>>利用者の状況により、成年後見制度の利用促進</p>
・福祉サービス援助事業に従事する者の資質向上のための事業	・専門員の的確な指導・研究 ・内部研修会、外部研修会への参加	専門員 生活支援員	<p>>>外部会議「県社協契約締結審査会」・「障がい者自立支援協議会権利擁護部会」「関係機関連絡会議」等に参加し専門的知識を習得する。</p> <p>>>「高齢者・障がい者の理解」「虐待防止」等本事業に係る内外の研修に積極的に参加する。</p> <p>>>外部・内部研修会に積極的に参加する。</p>
・福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発	・広報、啓発に努める ・地域の権利擁護体制強化の取り組みに寄与する	地域・住民 関係機関	<p>>>福祉サービス利用援助事業が地域に広く周知され、その対象者を支援するNPO法人、団体等多様な団体が本事業を理解されるよう普及・啓発に努める。</p> <p>>>基幹・協力社協で「社協だより」等に当事業について記事掲載しPRする。</p> <p>>>パンフレットを関係機関へ配布。</p>
・運営管理	・コンプライアンスの強化		<p>>>運営適正委員会への定期的な報告をする。</p> <p>>>運営適正化委員会が行う実施状況の調査に協力する。</p> <p>>>利用者利用料算定及び請求書を正確に作成する。</p> <p>>>利用料の集金を正確に確実にする。</p> <p>>>生活支援員報酬算定及び明細書を正確に作成する。</p>

【宮古居宅介護支援事業所】

<基本方針>

介護保険の理念に基づき、要介護者、要支援者およびその家族の意思に基づいて選択されたサービスの提供を支援するため、個々のニーズや状態に即した介護サービスを、保健・医療・福祉等の地域ネットワークと連携を保ちながら、総合的、一体的、効率的に提供できる最もふさわしいサービスの組み合わせを調達し、その状況を評価、管理、見直しを行いながら、自立した生活を営めるよう継続的な運営を図る。

<目的>

- 利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活ができる様に支援する。
- 住み慣れた地域の中で自分らしく生活出来る様、他事業所、地域、関係機関との協力、連携を図る。
- 法令遵守に則り、専門職であるという誇りを持ち、知識、技能、倫理を高める。

<目標>

- 利用者、家族との信頼関係を構築し、深める
- 自立支援の理念に沿った介護計画を作成
- 地域での見守り支援など協力体制の構築
- 介護予防、日常生活支援総合事業の理解を深め、遂行していく
- 法令、運営基準の理解および適切な給付管理、的確な請求
- 適切な認定調査の実施

■居宅介護支援事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・アセスメント、課題分析の実施 ・居宅サービス計画の作成 ・担当者会議 ・計画の説明及び同意 ・計画の交付 ・モニタリング 	要介護者・家族	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問、面接、丁寧・迅速・的確な対応 ・利用者、家族の意向、総合的な援助方針、解決すべき課題、役割分担の確認、サービス実施状況の継続的な把握及び評価

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・ネットワークの構築	・多職種との連携	民生委員・地区住民・行政・各事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に出向き自分たちを知ってもらう ・いつでも相談出来る関係性を築く ・独居、認知症高齢者、重度の要介護者への対応 ・利用者の緊急時体制を把握し具体化する
・専門職としての資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会への参加 ・内部研修 	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント、認知症ケア、接遇、対人援助技術、苦情処理、個人情報保護、認定調査に関する研修会、講習などに積極的に参加する
・運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、運営基準の再確認及び情報収集 ・給付管理 	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、必要な書類の定期的なチェックを行う ・加算項目の的確な請求及び過誤請求の防止

■委託事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・アセスメント ・居宅サービス計画原案の作成 ・サービス担当者会議 ・居宅サービス計画の決定 ・サービスの利用開始 ・モニタリング・再アセスメント 	事業対象者・要支援者・家族	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問、面接、丁寧・迅速・的確な対応 ・利用者、家族の意向、総合的な援助方針、解決すべき課題、役割分担の確認、サービス実施状況の継続的な把握及び評価
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定訪問調査 	更新調査・区分変更調査	要支援者・要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査の研修会に参加 ・所内研修にて研修を実施 ・認定切れ（暫定）にならないように調査の実施および提出

【田老居宅介護支援事業所】

<基本方針>

○利用者が住み慣れた地域で自立し、自分らしい日常生活を送れるよう支援する。利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービス等が多様なサービス提供事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場になりサービス提供を公正中立に行う。

<重点目標>

○自立支援、重度化防止を目指したケアマネジメントの実施

○地域貢献の実施

■介護予防支援・日常生活総合事業

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み	評価基準
利用者の状態・意向の把握	利用者の意思及び人格を尊重した自己決定への支援			〉 制度を十分に理解されているかアンケート実施<対象者・介護支援専門員> 〉 意向が介護支援専門員に伝わっているか。<介護支援専門員>
		要支援者 事業対象者	〉 サービス利用についての理解、サービス選択 (個別性を尊重、秘密保持、制度説明、専門家としての助言を行い自己決定支援につなげる)	
支援計画原案の作成	地域資源等の活用効果にて心身維持、向上を図る			〉 介護度の維持、軽度化<対象者> 〉 地域のコミュニティー資源を盛り込んだプラン数<介護支援専門員>
		要支援者 事業対象者	〉 利用者を取り巻く環境、地域資源の有無、自立支援ポイントを理解したアセスメントの実施 〉 地域資源の情報収集と地域コミュニティーの活用(サロン・介護予防教室等)	

■居宅介護支援事業

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み	評価基準
要介護者の状態・意向の把握	利用者の意思及び人格を尊重した自己決定への支援			〉 制度を十分に理解されているかアンケート実施<対象者・介護支援専門員> 〉 意向が介護支援専門員に伝わっているか。<介護支援専門員>
		要介護者 家族	〉 契約、サービス利用についての理解、サービス選択 (個別性を尊重、秘密保持、制度説明、専門家としての助言を行い自己決定支援につなげる)	
居宅サービス計画原案の作成	利用者を取り巻く環境、地域資源の有無、自立支援ポイントを理解したアセスメントの実施			〉 ケアプラン立案がスムーズにできているか(アセスメント様式の再確認)<介護支援専門員>
		要介護者 家族	〉 日常生活上での自立度や機能訓練へつなげるポイントを意識したアセスメントの実施	
	自立支援、重度化防止を目指したケアマネジメントの実施			〉 介護度の維持、軽度化

		要介護者 家族	<ul style="list-style-type: none"> 》地域資源の活用、医療連携、機能訓練の重要性を利用者が理解できるよう説明を行う。必要時ケアプランに位置づける。他職種からのモニタリング、助言を役立てる ・サービス担当者会議 ・居宅サービス計画の決定 ・モニタリング・再アセスメント 	<対象者> 〉利用者からの満足度を感じることができる。満足度調査－実施<対象者・介護支援専門員>
医療連携による看取り支援の実施	家族、本人に寄り添い安心できる看取りプランの立案と実施			〉ケアプランを所内で共有、検討し経過等を記録する。(ミーティング) 〉看取り事例が増える<介護支援専門員>
		要介護者 家族	<ul style="list-style-type: none"> 》看取りに対してのケアマネジメントを所内で共有し、専門職として、看取りへのアプローチを実施していく。 	
介護支援専門員の質の向上	介護支援専門員個々の研修実施及び評価における自己分析(資質向上)			〉個別計画書と評価表にて課題を抽出する 〉ケアプランプロセスの可視化研修を2回/年実施<対象者>
		介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 》法令、制度、ケアマネジメントにおいて、個々で必要とする研修に参加し、効果の有無等の評価を実施する。 》ケアプラン作成ポイントの研修 	
特定事業所加算算定事業としての役割(地域のケアマネジメント力向上への取り組みの実施)	地域における人材育成の推進			〉地域の事業所との事例検討を法令が定める回数を実施する。<対象者・介護支援専門員> 〉県からの実習生依頼の受入<介護支援専門員>
		地域の居宅介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> 》ケアマネジメント力向上や地域資源の発掘などを目的に他法人事業所との事例検討などを実施する。 》主任ケアマネによる介護支援専門員の実務研修実習協力の実施。 	

■要介護認定訪問調査

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み	評価基準
調査内容の適正化と平準化の実施	調査内容の理解と調査票の記入、特記事項について適切な記載を行う。			〉調査についての利用者アンケートの実施<対象者・介護支援専門員>
		要介護者 要支援者	<ul style="list-style-type: none"> 》調査の聞き取りをわかり易く行う。 	
		介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 》平準化を図るため指導者の同行調査の実施 》所内で調査票をチェックする。 》項目ごとに疑義がある場合は市に確認を行い調査員に随時周知を図る。 》所内研修の実施 	〉市からの指摘の有無 〉同行調査の効果を1回/年以上確認する。<対象者>

【新里居宅介護支援事業所】

<基本方針>

利用者がその居宅において可能な限り自立した生活が送れるよう、心身の状況及び置かれている環境等に応じて、適切な医療・福祉サービスを利用できるように支援する。利用するサービスの選択などは、できる限り利用者の意志や希望を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に支援を行う。

<重点目標>

○新里地区を中心とした地域で、利用者が様々な地域の資源を活用しながら、安心して生活できる環境を整える。この実施にあたり地域の関係機関との密な連携を図っていく。

○特定事業所加算を算定する事業所として、自らの力量を蓄えると共に 地域の介護支援専門員の育成にも積極的に貢献していく。

■介護保険事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	成果・評価
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・アセスメント ・居宅サービス計画原案の作成 ・サービス担当者会議における協議 ・居宅サービス計画の決定と同意 ・ケアプランに応じたサービス利用 ・モニタリング・再アセスメント ・給付管理 	要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> >>利用者・家族との信頼関係づくり、サービス利用の自己選択の保障、自立支援を目指す >>関係機関との連携、具体的で達成可能なケアプランの立案とモニタリング >>事業所内の情報共有を図り、事業所として責任を持って支援を行う。 	利用者・家族の満足度 介護度の維持、軽度化
	主治医との連携 特定相談支援事業者との連携		<ul style="list-style-type: none"> >>医療機関との連携による住み慣れた自宅での生活継続の支援 >>障害福祉サービス利用からの介護保険サービスへのスムーズな移行 	入退院時連携加算の算定数

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	成果・評価
地域での見守り力の強化 介護、福祉情報の広報	見守りネットワーク作り 様々な介護、福祉情報の説明	新里地区の関係機関 地区住民	新里地区の関係機関の情報共有、連絡体制づくり 住民への介護保険の周知、安心キット、緊急連絡装置、SOSネットワーク等の情報の周知と利用支援	新里地区連絡会の開催 サロン等での説明
介護支援専門員としての力量の向上	研修	介護支援専門員	>>研修、事例検討等による介護支援専門員の資質向上を図る。 ・個人ごとの研修計画の立案と評価 ・他法人の居宅との事例検討 ・地域包括主催の事例検討への参加	研修受講記録と評価 他法人居宅・地域包括主催の事例検討実施回数
地域の人材育成への貢献	実習生受け入れ 同行型研修の実施	地域の介護支援専門員	>>介護支援専門員実務研修における実習生の受入 >>宮古市同行型研修におけるアドバイザーとして地域の介護支援専門員を育てる役割を果たす。	実務研修実習生受け入れの有無 アドバイザー研修の講師 アドバイザーとして同行型研修に参加の有無

■委託事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み	成果・評価
介護予防支援	・相談業務 ・アセスメント ・ケアプラン原案作成 ・サービス担当者会議 ・サービスの開始 ・モニタリング ・評価	要支援1.2認定者	>>介護予防支援プラン作成 >>効果的な介護予防及び自立支援に向けたサービスの実施により重度化予防を推進する。	利用者の満足度 介護度の維持、軽度化

介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・アセスメント ・ケアプラン原案作成 ・サービス担当者会議 ・サービスの開始 ・モニタリング ・評価 	総合事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> >>介護予防ケアマネジメントプラン作成 >>効果的な介護予防及び自立支援に向けたサービスの実施により重度化予防を推進する。 	利用者の満足度
要介護認定訪問調査	<ul style="list-style-type: none"> ・更新調査 ・区分変更調査 	利用者	>>適切な訪問調査の実施	

【川井居宅介護支援事業所】

<基本方針>

利用者がその居宅において、可能な限り自立した生活が送れるよう心身の状況及び置かれている環境等に応じて、適切な医療・福祉サービスの利用を支援する。利用するサービスの選択などには出来る限り利用者の意思や希望を尊重し、利用者と介護支援専門員の協働により効率的なサービスの提供を目指す。

<重点目標>

- 要介護状態、認知症やターミナルなどの状況になっても尊厳を持ってその有する能力に応じて、安心して生活できるように本人、家族、地域との連携を図る。
- 利用者及び家族の意向等をもとに、利用者の選択で、居宅サービスや施設サービスを適切に利用できるよう、ケアプランに基づき必要なサービスの提供が出来るよう配慮する。

■介護保険事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・要介護状態の把握、課題分析 ・居宅サービス計画の作成 	共通	<ul style="list-style-type: none"> >>利用者、家族に寄り添い相談しやすい雰囲気をつくり、しっかりとした情報収集を行う。 >>能力に応じて自立した日常生活が送れるようにプランを考える。わかりやすい言葉で表現し説明する。専門的な意見をしっかりと聞き取り入れる。 >>常に、支援についてのモニタリングをし、変化に応じた対応し、事例検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議 ・モニタリングの実施 	要介護1. 2	>>公正中立なケアマネジメント >>地域資源の発掘を行い、住み慣れた地域で少しでも長く暮らす事が出来るよう支援を行う。
		要介護3. 4. 5	>>ターミナルケア利用者に対するケアマネジメント

■ 研修

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・専門的知識と技術の向上	・各種研修	>>介護支援のサービスの質を高め、常に専門職としての責任を持つ。他専門職と知識や経験の交流をもち改善と専門性の向上を図る。 >>法令遵守の徹底と理解

■ 地域包括ケア

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議参加 ・包括支援センターの連携 	>>地域の生活課題が地域で解決できるよう、他の専門職及び地域住民との共同を行いより良い社会作りに協力。 >>権利擁護、高齢者虐待、成年後見制度の理解を深め、情報共有を図る。 >>包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握と体制づくり、関係機関との連携を図りながら、地域資源の開発に努める。 >>障がい者の支援の為の連携を図る。

■ 委託事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 ＜介護予防ケアマネジメント＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・アセスメント ・ケアプラン原案作成 ・サービス担当者会議 ・サービスの開始 ・モニタリング ・評価 	>>総合事業についての内容理解。 >>介護予防から総合事業への移行利用者が困惑しないよう配慮を行う。 >>自立支援を念頭にケアマネジメントを行い、インフォーマル資源との連携強化。

4 福祉サービス（要介護者・要支援者、障がい者・児、子育て）
 【訪問介護「宮古市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター」】

＜基本方針＞

住み慣れた居宅で暮らし、地域とのかかわりを持ちながら生活を続けたいと願う在宅で介護が必要な方々の自立の支援と、健康を保つための事業等を展開し、運営する他の在宅サービス事業等や、保健・医療・福祉等の地域ネットワークと連携を保ちながら、地域に密着した介護サービスの充実と介護保険、障害福祉等に関する情報提供に努め、広く利用者のニーズに即したサービス提供を行う。

＜重点目標＞

- 利用者様が、自立した生活を送れる様、状況等に留意したサービスの提供に努める。
- 他機関、他事業と連携を図りながら、地域に密着したサービスの提供に努める。
- 介護保険、障害福祉等に関する情報提供に努め、利用者様のニーズに即したサービスの提供に努める。

■介護保険・障害福祉サービス事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
身体介護			① 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス ② 利用者の日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス ③ その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス
	排泄介助、食事介助、清拭、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助、体位交換、移乗・移動介助、起床・就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助等		利用者の体調等に留意し、安心・安全に介助し、常に残存機能を活用し身体の機能低下を予防する。
生活援助・家事援助			身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行うサービス
	掃除、洗濯、ベットのメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、買物・薬の受け取り等		利用者の健康面、安全面に配慮し、常に自立支援を意識し、快適な日常生活を継続できる様援助にあたり、生活機能の低下を防止する。

	要介護 1～5	目標数値 一日 64件（介護保険）
	支援区分 1～6	目標数値 一日 6件（障害福祉）

■介護予防・日常生活支援総合事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
訪問型サービス			調理、掃除等の日常生活上の支援サービス
	調理、掃除等		調理や掃除等訪問介護員と共に行い、自立した生活を継続できる様支援する。
		要支援 1. 2	目標数値 一日 1.7件

■地域生活支援事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
移動支援事業			屋外での移動が困難な障がいのある方の外出のための支援サービス
	移動支援		利用者の身体状況、環境に応じて外出時における移動中の介護等を、安全・安心に行い充実した余暇活動、外出になるよう支援する。
		市町村が認めた者	目標数値 週 1件

○職員体制	>>提供日/365日
・ 管理者1名	>>時 間/6：00～21：00
・ 主任ホームヘルパー兼サービス提供責任者6名	>>1日訪問計画件数 72件（70時間）
・ ホームヘルパー7名	
・ ホームヘルパー兼事務員1名	
・ 地域ヘルパー24名	

【訪問介護「宮古市社会福祉協議会かわいホームヘルパー事業所」】

<基本方針>

心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を総合的に行う。

<重点目標>

○要支援者及び要介護者が、住み慣れた地域及び自宅で、少しでも長く自立した生活を送ることが出来るよう、日常生活全般に関する援助を行う。

■介護保険・障害福祉サービス事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・生活援助	・自宅の掃除	要支援	>>見守りを行いながら、自分で行ってもらう。

		要介護1.2	>>自分で行ってもらうところはやってもらい、必要に応じて援助を行う。
		要介護3.4.5	>>要介護者が快適に自宅で生活が出来るよう、援助を行い、危険箇所等の把握に努め、より安全に暮らすことが出来るよう援助を行う。
	・洗濯	要支援	>>見守りを行いながら、自分で行ってもらう。
		要介護1.2	>>自分で行ってもらうところはやってもらい、必要に応じて援助を行う。
		要介護3.4.5	>>衛生管理をしっかり行う。
	・食事介助	要支援	>>見守りを行いながら、自分で行ってもらう。
		要介護1.2	>>自分で行ってもらうところはやってもらい、必要に応じて援助を行う。
		要介護3.4.5	>>栄養バランスの摂れた食事提供を行い、健康面における管理を徹底する。
	・その他	共通	>>自立に向けての援助を総合的に行う。
	・身体介護	・自宅での入浴介助	要介護者
・清拭・部分浴		要介護者	>>自宅での入浴が困難な要介護者に対し、清拭等の介助を行い、少しでも精神的、身体的満足を得てもらおう。自宅入浴同様、要介護者の状況をよく観察しながら介助を行う。
・更衣介助		要介護者	>>入浴後の更衣介助については、速やかに行い、声掛けを積極的に行いながら介助を行う。
・整容		要介護者	>>要介護者に精神的満足を得てもらえるよう、整容をきちんと行い、快適に日常生活を送ってもらえるよう介助する。
・服薬援助		要介護者	>>要介護者の飲み忘れが無いよう、常に服薬の援助を行い、利用者の健康維持に努める。
・訪問介護全般	・プライバシー保護	共通	>>訪問介護サービス実施に当たっては、常に要介護者のプライバシー保護の徹底を行い、サービス提供に努める。
○職員体制 ・管理者兼サービス提供責任者1名 ・サービス提供責任者1名 ・看護師1名 ・介護員1名（専従）2名（兼務）計 6名			>>提供日/通年 >>時 間/6:00~20:00 >>1日訪問計画件数/約10件

【通所介護「宮古市社会福祉協議会デイサービスセンター・調理」】

＜基本方針＞

- ・利用者様の心身の特性を踏まえて、みなさんが尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- ・住み慣れた居宅で暮らし、地域とのかかわりを持ちながら生活していけるよう、他職種、他機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ・食習慣と食事計画で利用者の健康を守り、安全で喜んでもらえる給食を提供する。

＜重点目標＞

- 利用者様の自立への意欲を高めるために、ご自分で出来るところはやっていただき、利用者様の持っている能力や知識、経験など強みを活かしていく。
- 利用者様のライフスタイルを尊重し、個々に合ったサービス内容を提供する。
- 他職種、他機関と連携しながら、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう支援する。
- 低栄養状態にある、またはそのおそれのある利用者様に対して、栄養状態の改善を図る相談や管理といったサービスを個別に提供する。

■ デイサービス事業【サテライト】

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・基本サービス	・健康チェック	要支援（総合事業）	≫来所された際、バイタルチェックを行うと同時に、体調面の確認を行う。ご自宅でも、血圧測定などご自身の健康管理ができるよう確認する。
		要介護ⅠⅡ	≫来所された際、バイタルチェックを行うと同時に、体調面の確認を行う。体重の増減も確認する。
		要介護Ⅲ以上	≫来所された際、バイタルチェックを行うと同時に、体調面の確認を行う。ご自身の健康管理が難しい時は、ご家族、関係機関と状態を共有する。
・機能訓練	・レクリエーション（外出、日常動作訓練等）	要支援（総合事業）	≫内容を理解し活動に参加してもらおう。役割を確認し、出来るところを増やして家でも出来る活動をしていく。
		要介護ⅠⅡ	≫意欲的に参加できる環境づくりをし、自らも考え、行動してもらおう。
		要介護Ⅲ以上	≫環境に配慮し、参加意欲を引き出す。
	・PTによる機能訓練（2ヶ月に1回）	要支援（総合事業）	≫機能低下せず、いつまでもご自分の足で歩いていただけるよう、PTより指導いただく。月に一度歩行テストを実施する。
		要介護ⅠⅡ	≫歩行が自立している方、補助具が必要な方とも、家でもできる体操を覚え、筋力の低下を防ぐ。月に一度は歩行テストを実施する。

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
		要介護Ⅲ以上	>>車椅子使用の方も機能が低下しないよう体操を行う。ご自分で移動できるよう、ブレーキ、フットレストの操作を確認する。月に一度テストを実施する。
・送迎サービス	・利用者様送迎	要支援（総合事業）	>>時間の把握、火の元、電源確認の声かけを、鍵の開閉の見守りをする。
		要介護ⅠⅡ	>>転倒のないよう支援する。補助具の確認をする。
		要介護Ⅲ以上	>>転倒のないよう支援する。車椅子の移乗、移動の安全確認。利用者様の状態だけではなく、ご家族様の状態も把握する。
・食事		要支援（総合事業）	>>口腔体操を行う。嗜好調査をもとに栄養のバランスの取れた食事提供をする。時間内に食べ終わるよう声掛けをする。
		要介護ⅠⅡ	>>嚥下の状態を見ながらの食事形態。食事の摂取量の確認。
		要介護Ⅲ以上	>>嚥下の状態を見ながらの食事形態を配慮する。自助具を使用し、ご自分でできる範囲での食事摂取。必要時は介助を行い、おいしく召し上がっていただく環境づくり。家での食事状況の確認。
・入浴		要支援	>>気持ち良く入浴していただけるよう、声かけ、見守りの支援を行う。
		要介護ⅠⅡ	>>状態に合わせての介助を行う。ご自分で出来るところはやっていただくよう声かけをする。
		要介護Ⅲ以上	>>できない部分の介助を行う。個々にあった対応をし、安全に気持ちよく入浴していただく。

○職員体制 ・管理者1名 ・生活相談員3名（サテライト含） ・看護師1名 ・機能訓練指導員 2名（サテライト含） ・介護福祉士5名（サテライト含） ・介護員3名 ・調理員 2名	>>利用定員 30名 >>開所日数 269日 >>開所日 月曜日～土曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く） >>1日受入計画人数 25名（総合事業利用者2名）
---	--

【通所介護「清寿荘デイサービスセンター」】

<基本方針>

利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防及び自立支援を意識したサービス等の提供と、利用者の人格を尊重しながら、その人らしい暮らしを支援する。また、利用者だけでなく、地域の高齢者を含めた介護予防促進へ取り組む。

<重点目標>

[総合事業対象者（事業対象者・要支援1・要支援2及び地域住民）]

- 元気な高齢者の活動内容の充実と環境の設定。
- 元気な高齢者が地域で活躍できる場の設定（地域とのつながり）。
- デイサービスの情報を地域に発信し、地域住民が気軽に立ち寄れる施設を目指す。

[軽度要介護者（要介護1～2）]

- 総合事業対象者と一緒に活動に参加することで、相互作用により意欲向上や残存機能への働きかけに努める。
- 地域活動や地域行事などの施設外活動に参加する機会を増やし、地域とのつながりを高める。

[中重度要介護者（要介護3～5）]

- 機械浴など施設の特徴を活かし、中重度要介護者の受け入れの充実を図る。
- 認知症利用者の積極的な受け入れと、安心して過ごせる環境の設定。
- 認知機能・身体機能へ重点的な働きかけを行うことで重度化を防ぎ、在宅生活の継続につなげる。

■介護保険通所介護

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
1 基本サービス			
	①健康チェック		【目的】 バイタル測定・服薬管理による体調の安定。健康についての不安の軽減。
		共通	・看護師によるバイタル測定や不調時、緊急時の早期対応。服薬管理の実施。 ・利用者、家族からの健康に関する悩み等の相談支援。家族・ケアマネージャーとの連携。
		総合事業対象者・要支援	・電子血圧計を自ら使用し血圧測定を実施。自らノートに記録することで自分の体調の把握を行う。
		要介護1～2	・看護師による健康チェックを受け、体調に関心を持つことが出来る。
		要介護3～5	・看護師による健康チェックを受ける際、自分の不調を伝えることが出来る。
	②生活指導		【目的】 住み慣れた家での自立した生活の継続。
		共通	・生活に関するアドバイスや関係機関との連携。
		総合事業対象者・要支援	・生活に関する課題点を自分で見つけ、職員と一緒に解決策を考え出すことが出来る。
	要介護1～2	・生活に関する課題点を職員と一緒に見つけ、アドバイスを受け、解決につなげる事が出来る。	
	要介護3～5	・生活に関する不安などを職員に伝え、職員と一緒に解決に向けた取り組みが出来る。	

	③相談援助	【目的】介護に対する不安、悩みの軽減による精神面の安定。
	共通	・利用者及び家族のニーズに対し、状況に応じたアドバイスや関係機関との連携を図る。
	総合事業対象者・要支援	・介護に対する不安や悩みを必要関係機関に自ら相談することが出来るよう、その導きを行う。
	要介護 1~2	・介護に対する不安や悩みに合わせ、つなぐべき必要関係機関を教えるなど解決へのきっかけ作り。
	要介護 3~5	・介護に対する不安や悩みを関係機関につなげ、本人、家族のニーズに合わせた支援を行う。
2 機能訓練		
	①個別機能訓練	【目的】身体機能維持。
	共通	・通所介護計画書の中で目標を掲げ、機能訓練メニューの実施及び評価を行う。
	総合事業対象者・要支援	・月1回理学療法士からの身体機能の評価を受け、訓練メニューの立案を行う。
		・サービス担当者会議及びケアカンファレンスにて、身体機能維持向上のための方針を検討する。
	要介護 1~2	・自己にて機能訓練を実施し機能向上を目指す（全身運動・上肢運動・下肢運動等各メニューを準備）
	要介護 3~5	・希望に応じて個別機能訓練の実施。理学療法士の指示のもと内容を検討する。
		・希望に応じて個別機能訓練の実施。理学療法士の指示のもと内容を検討する。
	②運動クラブ	【目的】グループで活動に取り組むことで意欲的な参加を目指す。
	共通	・運動機能に着目したクラブ活動を計画し、グループで取り組むことにより意欲的な参加を目指す。
		・難易度別にメニューを設定し、個々に合った内容への参加を目指す。
	総合事業対象者・要支援	・難易度の高いメニューに挑戦し、自主的に機能向上を目指す。
	要介護 1~2	・身体状況に合ったメニューを選択し参加することで、機能向上への意識付けを行う。
	要介護 3~5	・支援を受けながら出来る範囲で身体を動かし、機能維持につなげる。
	③施設外訓練	【目的】買い物動作などの継続的自立を目指す。
共通	・施設外での安全な移動や行動が行えるよう、運動機能維持につながる活動を実施する。	
総合事業対象者・要支援	・目的をもち施設外活動に参加することで、認知機能・運動機能双方へ効果のある活動参加を目指す。	
要介護 1~2	・買い物時、支払い動作などの自立が継続でき、社会での安全な行動が行えるよう施設外訓練の場を設定。	
要介護 3~5	・車椅子など必要な支援を受けて外出し、欲しい物などを自己決定できる機会を設定。	
3 送迎サービス		
	①送迎介助	【目的】安全で利用者に負担の少ない送迎サービスの提供。

	共通	・利用者の身体状況や自宅周辺の環境に合わせた車輛を使用し、負担の少ない送迎の支援。 ・利用者の希望に応じた送迎時間の設定を行い、普段の生活リズムに近い形での利用を支援。
	総合事業対象者・要支援	・乗降動作など見守りのもと行い、安定した動作の自立を目指す。
	要介護 1～2	・身体状況に応じた送迎サービス内容の工夫を行い、準備や移動など長い目で見た自立を目指す。
	要介護 3～5	・車椅子送迎など身体状況に応じた配車を設定。必要に応じてベット等からの移乗支援を行う。
4	入浴サービス	
	①入浴介助	【目的】清潔保持と入浴動作の自立。ストレス解消など精神的な効果も期待。
	共通	・入浴アセスメントを元に利用者個々に合わせた入浴の提供（入浴時間・湯温など）
	総合事業対象者・要支援	・自立した入浴が継続出来るよう環境の整備を行い、入浴の場を提供する。出来る部分は見守る。
	要介護 1～2	・見守り及び必要時の支援を受け、入浴動作の自立を目指す。
	要介護 3～5	・介助を受け、安全な入浴機会が保たれる。出来る部分を促し、残存機能へはたらきかける。
	②特別入浴介助	【目的】身体状況が変わっても、安全な入浴や清潔保持が継続できる。
	共通	・身体機能状況に合わせた安全で利用者に負担の少ない入浴の提供。
	総合事業対象者・要支援	※対象外
	要介護 1～2	・基本的には一般浴にて対応だが、身体状況に変化が現れた場合には、アセスメントを踏まえ、ケアマネージャーや家族と協議し対応。再度一般浴に戻れるよう意識した支援を行う。
	要介護 3～5	・身体状況に応じて対応。アセスメントを踏まえ、自立を促す部分、介助を行う部分を見極め対応する。身体状況に応じて、再度一般浴に戻れるような働きかけを行う。
5	延長サービス	
	①延長サービス	【目的】家庭の状況に合わせたサービスの提供及びレスパイトケア
	共通	・個別ニーズに応じてサービス提供時間を変更し、時間延長利用の提供を行う。
	総合事業対象者・要支援	※対象外
	要介護 1～2	・家庭の状況に合わせ必要に応じて延長サービス提供。延長時間不安を抱かないような声かけと見守りの実施。
	要介護 3～5	・家庭の状況に合わせ必要に応じて延長サービス提供。延長時間、不安、負担なく過ごせるよう、過ごし方に配慮した支援を行う。
6	その他サービス	
	①排泄介助	【目的】排泄動作の自立と清潔保持、自尊心に配慮した排泄支援。
	共通	・個々の利用者に適した排泄方法の工夫をし、自力での排泄を可能にし、気持ちよく日常生活を送ることが出来るよう支援。
	総合事業対象者・要支援	・排泄動作自立継続（状況に変わりがないか把握のみ実施）

	要介護 1~2	・排泄動作自立できるよう排泄状況の観察。また、リハビリパンツ等の介護用品の適切な使用の促しを行う。
	要介護 3~5	・状況に応じて排泄チェック表を活用。トイレでの排泄が継続出来るよう、誘導及び介助を行う。 ・身体状況に応じてオムツ交換の実施。自尊心に配慮した支援を行い、清潔保持につなげる。
②食事介助		【目的】栄養バランスの摂れた食事の摂取と集団での楽しい食事の時間を味わう。
	共通	・疾患、身体状況、好み、アレルギー等による禁止食材の利用者情報の確認を行い、利用者にあった食形態の検討を行う。 ・体調が思わしくない場合など、食事時間を変更し提供するなど利用者の生活リズムに合った食事の提供を行う。
	総合事業対象者・要支援	・食事前の準備や食後の下膳等を行い、自宅での生活動作継続につなげる。 ・昼食メニューを参考にし、自宅での調理につなげる。
	要介護 1~2	・必要に応じた介助用品を使用し、食事の自己摂取が継続できる。
	要介護 3~5	・必要に応じて食事介助を受け、美味しく安全な食事の摂取ができる。
③認知機能向上活動		【目的】認知症予防。
	共通	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する加算対象者については、定期的なカンファレンスの実施を行い、個別ケアの提供につなげる（要介護者のみ）
	総合事業対象者・要支援	・認知機能に着目した活動に参加することで、考える機会を多く持ち、認知機能へはたらきかける。
	要介護 1~2	・活動の中で、計算問題や脳トレなど頭を使う活動への積極的な参加を行う。
	要介護 3~5	・利用者に合わせた認知機能維持の為のプログラムの検討と実施。
④口腔機能向上活動		【目的】嚥下機能の維持。
	共通	・昼食前の口腔体操の実施。 ・昼食後の口腔ケアの実施。
	総合事業対象者・要支援	・自主的な口腔体操やケアの促しにより、自宅での実施にもつなげる。
	要介護 1~2	・自宅でも実施できるよう、継続的な口腔体操とケアの実施を行う。
	要介護 3~5	・必要に応じて介助による口腔マッサージを行い、嚥下機能の維持につなげる。 ・必要に応じて口腔スポンジなどを活用した口腔ケアを行い、口腔内を清潔に保つ。
⑤生活機能向上活動		【目的】生活にハリと生きがいを持つ。
	共通	・難易度別の「衣」「食」「住」に関する活動を準備し、希望に応じて実施する。
	総合事業対象者・要支援	・「衣」…手芸や編み物など手先を使った活動に挑戦する機会を設ける。 ・「食」…調理クラブ等の実施により、調理活動に挑戦する機会を設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・お茶などセルフサービスで自分が飲みたいものを自己選択し、飲むことができる。 ・「住」…掃除、園芸活動など住まいや日常生活に関する活動を実施する。
	要介護 1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者、要支援者と同じ活動に参加することで、刺激を受け、機能向上を目指す。
	要介護 3～5	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能向上活動の中から、部分的にでも参加出来る内容を見つけ参加することで、達成感を味わい、楽しみや生きがいを感じるきっかけにつなげる。
⑥中重度ケアサービス		【目的】中重度状態になっても住み慣れた地域での生活継続。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・中重度要介護者の積極的な受け入れと、不安なく過ごせるための継続的支援。
	総合事業対象者・要支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態にならないよう幅広い活動に参加し、現状の身体機能、認知機能を維持する。
	要介護 1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・中重度状態にならないよう、意欲的な活動参加の促し。
	要介護 3～5	<ul style="list-style-type: none"> ・中重度要介護者も地域活動に積極的に参加出来るような機会の確保をする。
⑦地域とのつながり		【目的】地域とのつながりを深める。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとほ一むや地区サロンなど地域高齢者との交流会の実施。 ・保育所、小学校、中学校など地域の子ども達との交流会の実施。 ・ボランティアの積極的な受け入れ。 ・地域住民が気軽に立ち寄れる交流の場の設定。
	総合事業対象者・要支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への積極的な参加（地区行事など）により地域における役割を感じる ・地域貢献活動（奉仕活動：地区のゴミ拾いなど）の実施により地域における役割を感じる
	要介護 1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・希望に応じて総合事業対象者、要支援者と地域活動へ参加し、社会参加の機会を増やす
	要介護 3～5	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時車椅子などを使用し、安全な介助のもと、外に出て社会参加する機会を増やす

【通所介護「田老デイサービスセンター」】

＜基本方針＞

要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにその家族の身体的精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

＜重点目標＞

- ご利用者が住み慣れた地域の中で生活する上での生きがい活動と仲間づくりの場を提供し、より質の高い日常生活と心身機能の維持向上を支援する。
- ご利用者が生きがいになることや役割を見つけ日々の生活においても、やりがいや張り合いを生み出し、自立した生活機能の改善を支援

していく。

■デイサービス事業

事業項目	事業区分	対象	具体的な取り組み
日常動作支援	個別性を尊重し自立に向けた支援により生活機能が改善する。		
	入浴	・要支援(総合事業) ・要介護1～5	>>自宅での入浴が不安又は困難な利用者に対して入浴の声がけや見守りを行い、安心して入浴が出来るように支援する。 >>自宅での入浴が不安な利用者の入浴(清拭も含む)声かけや介助を行い精神的、身体的な満足を得られるよう介助を行う。また、皮膚の状態へも気を配り状態悪化を防ぐ。
	排泄	・要支援(総合事業) ・要介護1・2 ・要介護3～5	>>必要に応じての見守り(状況の変化の確認) >>介助の必要な利用者に対して身体状況に適した排泄方法で介助を行う。 >>身体状況にあわせた介助や時間での誘導を行う。
	集団活動	・共通	>>他者と共に活動することで互いに刺激を受け合うことで、生活意欲の向上につながる。 >>集団で活動することでの孤独感の解消や他者とのつながり、楽しみを見出す。
	送迎	・共通	>>利用者の身体状況に配慮しながら負担の少ない送迎時間での対応。 >>利用者の希望に応じた送迎時間の設定を行い、普段の生活リズムに近い形でのサービス利用が行えるよう支援する。
生活相談支援	利用者や家族の生活上の不安や困りごとの解消		
	生活指導 相談援助	・共通	>>介護に関する相談やサービス利用に関する相談等、状況に応じたアドバイスや関係機関との連携を行う。
体調維持と予防	体調把握と異常の早期発見		
	健康 チェック	・共通	>>看護師によるバイタルの測定や健康についての相談対応。 >>体調の把握や入浴時の皮膚観察。必要時の家族連絡やケアマネへの連絡。 >>毎月の体重管理や栄養状態などの経過観察。
	食事	・要支援(総合事業) ・要介護1～5	>>交流しながら楽しく食事をしていただけるように環境を整える。 >>栄養バランスを考えたメニューを提供する。 >>必要に応じて食事の介助、嗜好や食べやすさにも配慮していく。
機能訓練活動	利用者の希望にあわせ、身体機能を低下させないようにプログラムを作成し維持向上を目指す。		

事業項目	事業区分	対象	具体的な取り組み
	集団 機能訓練	・ 共通	>>運動機能が低下しないよう、歩行を含めた運動を他者と楽しみながら行う。 >>施設外での買い物やドライブなどで気分転換を図る。
機能訓練活動	個別 機能訓練	・ 要支援(総合事業) ・ 要介護 1～5	>>個々のプログラムに合わせた無理のない運動プログラムを作成し、通所介護計画書に取り入れ習慣にし、継続することで運動機能の維持・向上を目指す。 >>現在出来ていることとサポートが必要なことを見極め、出来ない部分を個別の運動として実施し、評価する。
地域交流	地域の風習や季節行事を取り入れ、地域とのつながりを楽しむ。		
	季節の行事 活動	・ 共通	>>地域住民や保育所園児、ボランティアとの交流
認知症への適切な 対応	認知症利用者の悪化防止と家族の介護負担の軽減		
	利用者の気持ちに沿った声かけや環境の整備	・ 要介護 1～5	>>不安なく過ごせるような環境。(帰宅願望の利用者への対応等) >>デイからの情報提供や在宅生活での様子などを情報収集し課題等を検討していく。
	家族の意向を傾聴する	・ 家族	>>家族負担を理解し、負担軽減に努める。
	認知症の知識を高める	・ 職員	>>研修の受講、所内での事例検討を行い、具体的対応策を検討する。

○職員体制 ・ 管理者兼生活相談員 1人 ・ 看護師兼機能訓練指導員 1人 ・ 介護職員 3人 ・ 調理員 2人	>>利用定員 19名 >>開所日数 243日 >>開所日 月曜日～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く) >>1日受入計画人数 19名
--	---

【通所介護「むつわ荘デイサービス事業所」】

<基本方針>

要介護状態者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

<重点目標>

○利用者の身体機能の向上及び精神的な満足感を得てもらえるよう、活動内容を見直し事業を行う。

■介護保険通所介護・総合事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・ 日常活動及び行事	・ 日常活動	共通	>>常に新たなレクリエーションを行い、利用者に刺激を与えながら、満足感を得てもらう。
		要支援	>>在宅での生活を安心して送る事が出来、また地域における活動に積極的に参加できるように、日常生活全般における身体機能及び精神的機能の維持、向上に努める。
		要介護1・2	>>身体機能の予防及び向上に努め、積極的に予防運動を行ってもらう。
		要介護3. 4. 5	>>在宅での生活を少しでも長く送る事が出来るよう、身体機能の予防に努める。
	・ 行事（通常業務内）	共通	>>サテライト事業者の利点を生かしながら、積極的に川井、門馬、小国の利用者の交流を行う。 >>各デイサービス利用者が一同に会して、実施する「お楽しみ会」の実施。
・ 行事（通常業務外）	共通	>>地域との交流を目的とし、毎年開催の「むつわ地域まつり」への参加を呼びかけ、地域住民との交流を図る。	
・ 健康管理	・ 入浴サービス	共通	>>利用者の身体的、精神的満足を得てもらよう、安全かつ快適に入浴サービスを提供する。
		要支援	>>見守りを行いながら、自分の意思で快適に入浴をしてもらう。
		要介護1. 2	>>必要に応じて介助を行いながら、本人の意思で満足しながら入浴してもらう。
		要介護3. 4. 5	>>可能な限り、自分で出来るところは行ってもらい入浴を楽しんでもらう。
	・ 食事提供	共通	>>栄養バランスを常に考え、利用者の健康維持に努めるよう、食事提供を行う。
	・ 機能訓練	共通	>>毎月PTを講師として呼び、利用者の身体機能維持向上に努める。また、介護予防マシンを利用しての活動も積極的に実施する。
		要支援	>>利用者個々に合ったプログラムを作成し、機能訓練を行う。
		要介護1. 2	>>介護予防マシンを活用した身体維持の向上。
要介護3. 4. 5		>>本人の意思を尊重し、無理のない範囲での機能訓練を行う。	

○職員体制 管理者1名（各サテライト兼務） ①むつわ荘デイサービス	>>利用定員 むつわ荘30名 門馬10名 小国15名 >>開所日数 むつわ荘、小国＝253日 門馬＝151日 >>開所日
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員1名 ・看護師1名 ・介護員5名 ・調理員1名 ②門馬サテライト <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員1名（訪問入浴兼務） ・看護師1名 ・介護員1名（ホームヘルプ兼務） ③小国サテライト <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員1名 ・看護師1名（本体兼務） ・介護員1名 ・調理員1名 <p>※サテライト事業所であることから、必要に応じて職員配置を行う。</p>	<p>【むつわ荘、小国】 月曜日～金曜日（8月14日～16日及び12月29日～1月3日を除く）</p> <p>【門馬】 月曜日、水曜日、金曜日。（8月14日～16日、12月29日～1月3日を除く）</p> <p>>>1日受入計画人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むつわ荘＝30名 ・門馬＝10名 ・小国＝15名
---	--

【通所介護「宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター」】

＜基本方針＞

在宅で介護が必要な方々の自立支援と健康を保つため地域に密着した訪問入浴サービスの提供。

＜重点目標＞

○地域とのかかわりを持ちながら生活を続けたいと願う在宅で介護が必要な方々の支援。

■介護保険訪問入浴サービス 障がい福祉サービス事業訪問入浴サービス

事業項目	事業区分	具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービス 	>>穏やかな気持ちで、入浴できるようご本人に声がけをしたり、家族にも安心できるような声がけをする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康維持 	>>看護師がバイタルチェックを行い、健康面の確認をご本人、及びご家族に行う。 >>緊急時には主治医、ケアマネに連絡を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣、整容 	>>気持ち良く在宅生活が継続できるよう整容を行う。 >>利用者に合わせた介助方法で衣服の着脱を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護者への援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護指導 	>>介護者の方の話を聞くなど介護の負担軽減を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ○職員体制 ・1台あたりの従事者3名（看護師等1名、介護福祉士及び介護員2名） 	>>入浴車 1台 >>開所日数 244日 >>開所日 月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く） >>1日訪問計画件数 5件
--	--

【通所介護「宮古市社会福祉協議会かわい訪問入浴サービス事業所」】

＜基本方針＞

要介護者の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜重点目標＞

- 利用者の身体的及び精神的満足を得てもらい、住み慣れた居住で少しでも長く暮らすことが出来るよう、健康状態の維持に努める。
- 介護者の負担軽減を図り、介護の助言を積極的に行う。

■介護保険・障がい福祉サービス事業

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・入浴サービス	・健康維持	要介護者	>>入浴前のバイタルチェック等利用者の状況をよく観察、判断した上で入浴を実施する。必要に応じて、主治医に情報提供を行い、健康状態の維持に努める。
	・入浴	要介護者	>>利用者が安心して入浴が出来るよう、声掛けの実施、介助等スタッフ間で協力しながら、サービスを行う。また入浴中は、プライバシー保護に細心の注意を図りながら行う。
	・更衣・整容	要介護者	>>入浴後は速やかに、更衣介助を行い、利用者へ負担のないよう介助を行う。また居住にて気持ちよく暮らす事が出来るよう整容を行う。
	・その他	要介護者	>>利用者の身体状況に応じて、自分で出来るところは、無理のない範囲でやってもらい、少しでも身体機能の維持、向上に努める。
・介護者への援助	・介護指導	その他	>>介護者の負担軽減を図ることを目的に、介護指導を行い、少しでも介護者の負担軽減を図る。また相談等についても積極的に聞いて、必要であれば担当ケアマネ及び関係機関へ報告する。
○職員体制 ・管理者兼介護員1名 ・看護師1名 ・介護員1名			>>入浴車 1台 >>開所日数 102日 >>開所日 火曜日・木曜日（8月14日～16日及び12月29日～1月3日を除く） >>1日訪問計画件数 2件

【生活介護「障がい福祉サービスセンターゆにぞん」】

＜基本方針＞

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来る様入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

＜重点目標＞

- 地域社会でその人がその人らしく、かけがえのない豊かな人生を送る為に自立の様々な形を認め、共に考え支援する。
- 自立の促進、生活の質の向上等を図る活動を実施し、自己実現していける場を提供すると共に、地域の社会資源としての事業所機能を向上させ社会貢献を図る。
- 一人一人の生活・障がいの状況をよく理解した上で、利用者本人が自己決定出来る様利用者中心の支援をする。
- 施設外機能訓練等の諸活動を通じて、地域との交流を図りながら社会参加と自立を目指し、明るい未来を求める場となるようにする。

■生活介護事業・地域生活支援事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・機能訓練	・外出訓練（年2回 4月9月）	「お花見」「海」季節を体感しながら状況に適した行動、社会的ルールやマナーを守って行動出来るよう支援していく。
	・理学療法（月1回）	一人一人理学療法士の指導を受け身体機能維持、向上を図る。
	・音楽療法（月3回）	音楽に合わせて体を動かしながら身体機能維持又、声を出す事により情緒の安定を図る。
	・スポーツ交流会（宮古圏域自立支援協議会主催）	地域の方々と一緒にスポーツ交流を図る。（スカットボール等）
	・スポーツ大会（9月）	地域の方々と一緒にスポーツ交流を図る。
	・地域散策（月1から2回）	センター周りを散策しながら運動を兼ね地域の方々と交流、又交通ルールのマナーを守りながら安全に気をつける。
・社会適応訓練	・創作活動	それぞれに個別で自分に合った作品作りを支援する。（ビーズ作品・ジグソーパズル・裁縫・編み物・ぬり絵等）
	・買い物実践（年2回）	社会経験を持ち公共のルールやマナーを守りながら買い物が出来る様支援する。
	・お茶会（年3回）	飲物やお茶菓子等自分で選択しながらルールやマナーを学ぶ。
	・園芸活動	土に触れながら植物を育てる楽しみ、協力し合って園芸を行う。
	・ミニコンサート鑑賞（年1回）	社会的生活の経験、ルールを守りながら音楽鑑賞を楽しむ。
	・映画鑑賞会（年1回）	映画を楽しみながらルールを守って鑑賞する。
・茶道教室（月3回）	お茶を楽しみながら基本的マナーを繰り返し覚えていく。	

事業項目	事業区分	具体的取り組み
	・忘年会（2日間）	季節行事を楽しみながら、活動意欲の促進、又地域との交流を目的に行う。
・生産活動	・創作活動	季節の壁面装飾を飾ったり、それぞれに個別で自分に合った作品作りを支援する。（ビーズ作品・ジグソーパズル・裁縫・編み物・ぬり絵等）
	・宅配弁当のメニュー表の製作及びカード製作	メニュー表の書き方から色塗り、折り方まで行う。又、季節のカードの製作を行う。

○職員体制 ・管理者 ・サービス管理責任者 ・指導員及び介護福祉士 ・介護員 ・看護師	>>利用定員 20人 >>開所日数 241日 >>開所日 月曜日から金曜日（祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く） >>1日受入計画人数 20人
--	---

【「地域活動支援センターかねはま」】

<基本目標>

利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、状況に応じて必要な機能訓練、創作的活動、レクリエーション等を提供し、社会との交流が促進されるようにする。

<重点目標>

- 個別支援計画に基づくサービスの提供を実施し生活の質の向上を図る。
- 機能回復訓練の充実を図ることで、意欲の向上を図る。
- 創作的活動、社会適応訓練を通し社会参加や生活の質を高め活性化を図る。

事業項目	事業区分	対象者	具体的取り組み	評価
地域活動支援事業	機能訓練	身体機能維持・回復 社会参加	OT・PT 及び指導員による個別メニューやストレッチ体操により身体機能の維持・回復を図る。各月1回 ・指導訓練利用時随時 ・自主訓練利用時毎回	実施状況等
	社会適応訓練	生活能力の維持・向上	料理：座って調理実施。家庭料理を簡単に作れるようにする。月1回 点字指導：読み書きができるようにする。月1	実施状況等

			ワード検定3級に向け意欲的に取り組む。 園芸教室（りんごづくり） 施設外機能訓練（お花見・もみじかり・収穫祭・忘年会）を計画することで社会参加を促す。	
	創作活動	生活の質の向上 手先のリハビリ	講師の指導をいただきながら、作品を作るなど喜びを感じる心が豊かになる。 書道月3回、陶芸月2回、七宝月1回、手芸月2回	実施状況及び満足度等
	スポーツレク	意欲の向上 脳の活性化 社会参加	スポーツレクを週間スケジュールの中に取り入れ、楽しんで運動及び機能向上できるようにする。 勝負を意識することで、やる気を高める。 卓球バレー週1回/サウンドテーブルテニス週1回/スカットボール・カーリンコン年1回 /その他	回数及び実施状況
経営管理	収益確保・経費削減		①新聞（土日祝日年末年始お盆の休止）【継続】 ②請求書の手渡し③紙コップ→個人コップへ変更【継続】 ④節電⑤夏エアコンがないため、夏野菜作りおやつに提供。体を食で冷やす【継続】⑥送迎加算（H30.2～）【継続】 H29年度は前年度より収入150万以上アップ。2月より送迎加算も算定。引き続きH30年度も送迎加算を算定。卓球バレー等の大会にも参加することで、前年度より更に収入アップを図る。引き続き経費削減をしながら取り組む。	実施及び収益状況等
○職員体制 ・管理者 1人（常勤職員） ・看護師兼機能訓練指導員 1人（常勤職員） ・介護福祉士 2人（常勤職員） ・事務兼介護職員 1人（パート職員0.4人）			>>利用定員 15人（単位） >>開所日数 242日 >>開所日 月曜日から金曜日。（祝祭日、12月29日から翌年1月3日までを除く。） >>受入計画人数 15人（単位）	

【児童発達支援「すこやか幼児教室」】

<基本方針>

身近な地域で児童が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練等を行うものとする。

<重点目標>

- 利用者、保護者に対して懇切丁寧に支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努める。
- 関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を遵守して事業を実施する。

■児童発達支援事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・心身の発達を促す支援（自立支援）	・健康的で安全な活動の実施	>>毎日の健康管理と安全への配慮。 ・健康視診・遊具、玩具の消毒・点検
	・発達課題に見合った活動の提供	>>アセスメント、モニタリング、児童発達支援計画の作成
	・集団での基本的なルールを学ぶ為の支援 ・コミュニケーション能力を身につける為の支援 ・外部専門職による活動提供	>>機能の発達訓練及び集団生活への適応訓練 ・感覚遊び ・関わり遊び ・粗大運動 ・微細運動 ・創作活動 ・自己表現活動 ・小集団活動・集団活動 ・行事への参加 ・音楽療法 月1回（感覚遊び・自己表現活動） ・作業療法 月2回（粗大運動・微細運動）
・保護者支援	・保護者との信頼構築 ・説明責任	>>懇切丁寧な説明に心掛け、わかり易い言葉で表現するようにする。 ・契約書・個別支援計画・アセスメントの説明・日々の活動の説明・療育相談への対応
	・医師による健診 ・利用者の把握（心理面・社会的） ・就園・就学相談	・診察療育（年3回）・歯科検診（年2回） ・母親研修会 {子どもの発達に関する講演会（2回）・母親たちのリフレッシュ研修（2回）} ・関係機関との連携 ・卒園児保護者との交流（1回） ・施設見学・触れ合い交流（2～3回）
・他機関との連携	・新規利用児のケース会議	>>相談事業所・保健センター・市福祉課・その他の関係機関と情報共有をする。
	・外部講師を交えてのカンファレンス（ケース会議）	>>月3回以上関係機関も交えて個別のケース会議（音楽療法・作業療法の後に実施する） ・保護者に対しての指導助言
	・子育て支援者会議	>>子育て支援者会議に参加（年4回位） ・関係法令の情報提供・他機関との情報共有・就園・就学への支援

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・専門職としての資質向上	・定期的に勉強会（職員研修・事例検討）	・各種研修への参加 ・毎週職員間での個別ケース検討実施（月3～4回）

○職員体制 ・管理者 1名 ・児童発達支援管理責任者 1名 ・保育士 2名以上（常勤1名以上）	>>利用定員 10名 >>開所日数 246日 >>開所日 月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く） >>1日受入計画人数 10名
--	---

【「田代児童館」】

＜基本方針＞

保護者をはじめとする地域の様々な人と共に、遊び及び生活を通して子どもの健全育成に必要な活動を行い、子ども一人ひとりの個性や可能性を最大限に発揮できるように、地域とつながる保育を目指す。

＜重点目標＞

子どもが自発的に仲間と遊び、いきいきした時間を過ごすために、健全な遊びを与え、その健康を増進し、情緒を豊かにすると共に、子どもの視点に立ちながら地域資源をつなぎ、安定した日常の生活を支援する。

■幼児保育・学童保育事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・児童館運営に関すること	・環境及び衛生管理並びに安全管理	>>環境及び衛生管理・指導・事故防止及び安全対策 ・施設の維持管理と環境整備・衛生管理 ①小学校構内共有スペースについて小学校と連携の下で管理 ②児童館内の衛生環境・安全対策についての管理（睡眠中・プール活動・水遊び中・食事中等） ③掃除・洗濯・おやつの管理（食品の賞味・消費期限、調理器具の煮沸等） ・来館時の事故防止の為に安全点検・安全指導 ①安全点検・遊具の設定（毎朝早番職員）

		>>災害への備え ・安全な保育環境の確保 (防火設備、避難経路等の安全確保、備品・遊具の配置、保管) ①災害などの発生に備えた計画作成・防災に係る訓練について (安全の日：毎月1回 自然災害・防犯・交通安全等) ②家庭や地域の関係機関との連携 (安全の日の訓練について連携の下で実施 引き渡し訓練・訓練場所)
	・児童館における地域の子育て環境 つくり	>>地域の児童健全育成の拠点としての機能・役割をもち、保護者と連携し地域との関係づくりを行う ・地域組織（自治協議会・民生委員・児童委員（主任児童委員）・行政連絡員・自治会員等子どもに関わる関係機関）との情報共有、相互交流を図る ・小学校との連携 ①情報交換や情報共有を日常的、定期的に行うことで、子どもの生活の基盤である家庭での養育支援につなげる ②個人情報の保護や秘密の保持 >>子どもを通じた地域交流を促す ①世代間交流（年3回：お月見会・餅つき会・小正月行事会） ②運動会・生活発表会・地域行事への参加 ③児童館入館式・修了・卒園式 ④ボランティア活動（地域清掃・赤い羽根共同募金運動活動）
・幼児保育・学童保育 に関すること	・保育の計画及び評価について	>>日々の子どもの状況や保育・育成・環境 ・日々の子どもの状況や保育或いは育成支援における記録の主なもの ①運営上必要とされている記録 ▽子どもの家庭状況調査票・健康調査票・アレルギー調査票 幼児：生育歴・内科検診票・歯科検診票・投薬依頼票 ▽引き渡しカード（防災へ備え：年1回見直し） ▽運営（事務）日誌（出席・おやつ・職員状況・行事の計画や記録） ▽職員の申し送り・確認の為の記録（職員会議録・開始終了時の申し送り事項・一日の反省） ▽保護者との伝え合いのための記録（連絡帳・おたより毎月1回発行） ▽保育記録（一日の保育の流れや子ども達の様子を記録） ▽子どもへの理解をより深める為の記録（ケース検討の記録・個人面談の

		<p>記録・子どもの個人記録)</p> <p>▽事例検討会などの記録（日常の子ども達との関わりをもとにした事例検討・個別の支援を必要とする子どもの事例検討・取り組みや行事などにおける事例検討・保育要録の作成）</p> <p>▽実践記録（取り組みに対しての成果・反省・評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階を踏まえた保育計画の作成 <p>幼児保育</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保育の願いや想いを全職員で考え共通理解する ②1年から3年保育期間中にどのように育っていくのか具体的な姿を考える（保育課程・食育の推進・年間指導計画の策定） ③全体的な計画（幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をふまえた）作成（月案・週案・日案レベルの計画・実践）指導計画を年齢ごとに達成する為のカリキュラム） ④保育における評価による改善（子どもの育ちにつながる評価・自己の実践を振り返り改善を図る） <ul style="list-style-type: none"> ▲子どもの生活や実態や発達の理解 ▲具体的なねらいや内容 ▲環境構成 ▲子どもの活動や育とうとする方向性に必要な援助 <p>学童保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの理解を深める為に保育・行事内容の記録をとる ▲子どもの言動 ▲子どもへの対応（働きかけ） ▲その後の子どもの変化
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児保育に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康支援 ・保護者に対する子育て支援 	<p>>>子どもの健康状態並びに発育状態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的・継続的にまた必要に応じて随時把握する（内科検診・歯科健診・ぎょう虫卵検査 年2回実施〔春・秋〕） ・心身の状態等の観察、関係機関との連携等の対応（親子ブラッシング指導・こども発達支援センター巡回指導・保健センター等） ・フッ化物洗口支援の推進 <p>>>子どもの日々の様子の伝達や収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように相互の信頼関係を築

		<p>く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士の交流促進 (家庭訪問〔4月〕・個人面談〔1月〕保育参加日・家庭教育学級・親子遠足)
・学童保育に関すること	・子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援	<p>>>遊びと生活における関わりへの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な具体的な関わり <ul style="list-style-type: none"> ▲遊び相手になる ▲遊びの中に入ってあそびをリードする ▲遊び仲間の一員になる ▲遊びの外にいて安全・調整などに目を届かせる ▲遊びたいことを実現する為に方法、情報収集提供する ・子どもの生活面における対応 <ul style="list-style-type: none"> ▲子どもの出席確認及び来館時の健康状態や心身の状況の観察 ▲子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 ・学校・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▲学校との情報交換や情報共有を日常的に行う ▲学校外部評価委員会との連携
・専門職としての資質向上	・職員の資質・専門性向上	<p>>>職員の資質向上に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・放課後児童支援員としての職務及び責任の理解と自覚 <ul style="list-style-type: none"> ▲内外の研修を通じて技術の修得、維持及び向上に努める ▲保育内容の改善や役割分担の見直しに取り組み知識技能を身につける ▲日常的に主体的に学び合う環境づくり（内外部研修参加・職員会議）
<p>○職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長 1名 ・館長補佐 1名（放課後児童支援員） ・保育士 1名（放課後児童支援員） ・児童厚生員 1名 		<p>>>利用定員 30名</p> <p>>>開所日数 295日</p> <p>>>開所日 月曜日から土曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）</p> <p>>>開所時間 午前7時30分～午後6時</p>

【「藤原学童の家」】

＜基本方針＞

家庭や地域、学校と連携を密にし、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、一人一人の児童の健全な育成を図ることを目的とする。

＜重点目標＞

- ・子どもたち一人一人が、のびのびと過ごせる楽しい遊びや生活の場をつくる。
- ・子どもたちの安全と健康を守る。
- ・子どもたちの社会性・自主性を養う指導をめざす。

■児童と地域との連携交流

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々に講師を依頼し、事業を実施する。日常生活では経験できないことを行うことで、児童の健全育成を図っていく。 ・百人一首の暗誦などを通して、美しい日本の言語文化に慣れ親しみ、日本の伝統文化を継承・発展させる心を育む。 	>> ・囲碁教室：年間を通じて （月2回 第2・4水曜日実施） ・能教室：5月～10月 （月2回 第2・4木曜日実施） ・百人一首：11月～3月 （月2回 第2・4木曜日実施）

■施設外活動

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・公共施設を利用して普段できない経験をし、社会性を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から練習を積み重ね、地域の方々や家族の力を得て、練習の成果を発表する。 ・自分たちの住む地域の歴史や文化に関わる施設を見学することにより、郷土への理解と興味、関心を深めるとともに、広い知見と豊かな情操を養っていく。 ・楽しみながら日本古来の文化に触れる。他校の児童生徒との交流を図る。日頃の練習成果を発揮する。 	>> ・宮古市民文化祭での能発表 （例年10月実施） ・遠足 ・百人一首大会（冬季休業中に例年実施） （会場は市総合体育館） ※例年百人一首大会が終われば、練習も終了していたが、大会終了後も練習を実施する。

■学童保育

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・日々の学童運営に係る	・学童内の様子の情報発信をしていく。	・おたより（藤学キッズ）の発行

<p>様々な事業</p>	<p>(毎月の行事予定・行事の様子・写真掲示等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常事態に対応できるように、様々な場面を想定しての訓練を実施する。 ・スムーズな学童運営をしていくために職員間の話し合いの場を設け、連携を図る。 ・子どもたちの心の変化に対応できるよう関係機関（学校等）との情報交換を行う。また、連絡帳・電話相談・個別面談を必要に応じて行い、保護者との連携を図る。 ・子どもたちの放課後の楽しい生活の場づくりのため、子どもたち主体で曜日ごとに行う遊びを決め、全体で取り組む。 	<p>(毎月発行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（年間6回実施するが、必要に応じて実施回数を増やすこととする。） ・打ち合わせ会（毎月実施、必要に応じて話し合いを開く場を設ける。） ・各種情報交換 <p>・藤原小学校体育館を借りての運動や校庭での遊び （年間を通して学童開館日に利用） ※教育委員会に利用届を提出。年間を通して利用できるようにする。</p>
<p>○職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長…1名 ・指導員…2名 計 3名 	<p>>>利用定員…25名（平成30年2月1日現在 17名在籍） >>開所日数…292日（12/29～1/3年末年始休み） >>開所日…月曜日～土曜日（祝日は閉館） ※行事等により日曜日の臨時開館を行う場合あり。 >>開所時間…月曜日～金曜日 放課後～18時30分 土曜日 7時30分～18時30分</p>	

【子育て支援事業「つどいの広場」】

<基本方針>

- ・乳幼児～小学2年生までの児童とその親や家族が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で親子の遊び場、交流の場を設定し、子育てに関する相談を行う。
- ・子育て中の保護者や家族の子育てへの負担感の緩和や安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援体制の充実を図る。

<重点目標>

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進。
- 子育て等に関する相談、援助の実施。
- 地域の子育て関連情報の提供。

○子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。

■子育て支援事業

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	・育児支援	>>親子の触れ合いが今後の育ちに重要である事を知らせると共に交流の場を提供する事で孤立化する事なく親や子ども同士が繋がる場としていく ・赤ちゃんのつどい ・わいわいタイム ・親子触れ合いあそび ・季節行事（七夕、夏祭り会、みず木団子作り、バレンタイン等）
	・地域の子育て支援	>>情報共有や連携を図り、広く子育て支援の輪を広げ、地域力を高めていく ・保健センター 発達や家庭環境等気になる家庭について、情報を共有して保健師に繋げていく ・子育て支援センター、他のつどいの広場 子育て支援センター&つどいの広場合同会議参加 ・キャトル宮古 キャトル宮古合同事業（親子遠足春・秋、ハロウィンイベント等） 非常災害時の連携、施設の安全管理
・子育て等に関する相談、援助実施	・子育て相談	>>子育てへの負担感や不安の緩和 ・利用者からの随時相談受付（来所・電話） ・保健師等による個別相談（月に1回来所）
・地域の子育て関連情報の提供	・子育て情報	>>子育てに関連する情報の提供 ・市内のイベント等の情報提供を掲示スペースにて掲示して周知 ・すくすくだよりを月1回発行 ・宮古市子育て支援だより、広報、宮古市HPイベントカレンダーにてイベント情報を掲載
・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	・子育て支援講習	>>子育てについての正しい知識を学ぶ場の提供 ・保護者向け講話会 ・保健師による講話
・安全管理	・非常災害時への備え	>>非常災害時に利用者の安全を確保し、避難する ・避難訓練 ※キャトル宮古の消防訓練も含む ・非常持ち出し袋の管理

事業項目	事業区分	具体的取り組み
・職員の資質向上	・研修会への参加	>>研修会に参加した事を職員間で共通理解に繋げ、資質向上を図る
○職員体制 児童厚生員3人によるローテーション、最低2人勤務		>>活動場所 (株)キャトル宮古内 5F すくすくランド >>開所日 毎日(キャトル宮古休業日、年末年始を除く) >>開所時間 10時から18時まで

5 地域支援

【金浜老人福祉センター】

事業計画	<p>事業目標</p> <p>【宮古市金浜老人福祉センター】 宮古市社会福祉協議会が指定運営管理業務を受託することによる、更なる行政サービスの向上。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 老人クラブ会員自身による事業展開をとおして、老人クラブ会員の身体的・精神的健康の増進。</p>	<p>成果</p> <p>【宮古市金浜老人福祉センター】 老人クラブ会員及びセンター利用者における『拠り所』としての認識の定着化。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 老人クラブ役員が担当して事業を実施することによる、単なる事業の展開だけではない『達成感』の享受。</p>	<p>活動</p> <p>【宮古市金浜老人福祉センター】 宮古市との指定管理における基本協定書に基づき宮古市金浜老人福祉センターを運営。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 宮古市老人クラブ連合会の自立的発展を図りつつ老人クラブ会員と共に事業を運営(団体支援)。</p>	<p>投入</p> <p>【宮古市金浜老人福祉センター】 宮古市社会福祉協議会として宮古市金浜老人福祉センター指定運営管理業務を受託。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 老人クラブ役員会にて事業の担当者を決定。</p>
指標	<p>【宮古市金浜老人福祉センター】 平成30年度末までに、宮古市金浜老人福祉センターの利用者数は前年度を上回り、利用者のご</p>	<p>【宮古市金浜老人福祉センター】 土日祝日を除く平日において、利用希望日や時間等を調整し、センター利用者の増強に努め、</p>	<p>【宮古市金浜老人福祉センター】 ①施設の管理運営(相談対応含む) ②利用者の送迎</p>	<p>【宮古市金浜老人福祉センター】 平成26年度、宮古市社会福祉協議会が宮古市より、宮古市金浜老人福祉センターの指定運営管</p>

<p>意見を伺いながら、更なるサービスの向上（利用実績及び利用満足度）を図る。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 単年度ごとに見直すこととし、各種行事の円滑な運営及び参加者の増加を元に、老人クラブ会員の増加（目標値 1,650 名）へと繋がる。</p>	<p>年間 7,200 名の利用を目標として、目標値を達成するよう利用の拡大を図ることにより、多くの方々がセンターを利用する。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 年間通して各地で開催される市老連、県老連の行事をとおして参加した老人クラブ会員はクラブ活動の楽しさを再確認し、事業展開する側の老人クラブ役員は達成感を得る。また、老人クラブ会員以外方には行事をとおして周知を図る。</p>	<p>③施設の補修 ④避難訓練の実施 ⑤利用者アンケートの実施</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 ①宮古市老連各種行事の実施 ②岩手県老連各種行事への参加 ③単位老人クラブの活動支援 ④新地域支援事業への参画 ⑤災害時における救援拠金活動</p>	<p>理業務を受託（平成 30 年度分までの 5 ヶ年）している。</p> <p>【宮古市老人クラブ連合会】 隔月（偶数月）、宮古市金浜老人福祉センターにて開催される老人クラブ役員会において、各種行事の担当者（適材適所での持ち場）を配置する。</p>
--	---	---	---

【身体障害者福祉センター】

<基本目標>

- ・ 社会適応訓練・機能回復訓練等を実施し、身体障がい者の自立及び社会参加の促進と併せて積極的な施設利用の促進を図る。
- ・ 宮古市身体障害者福祉会等障がい者関係者団体支援に努め、地域生活の支援を促進する。

<重点目標>

- 地域との交流を図り障がい者への理解促進に努める。
- 随時相談対応に努めることにより、地域生活支援の促進を図る。
- 障害者及びボランティアの方々の後方支援をすることで、障がい者の生活の充実につながるよう支援する。
- 利用者の意向を取り入れ、機能訓練の向上に努める。
- 身体障がい者の活動が自主的な活動ができるよう支援する。

■指定管理関係

事業項目	事業区分	対象者	具体的な取り組み	評価
自主事業	地域交流会、作品展示会	障がいへの理解促進	作品展示会を通し地域との交流を図る 地域の方々が参加できるように日程の工夫及び地域へ周知を行なう。年1回	実施状況
指定管理	職員による更生相談	地域生活支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 随時 ・関係機関との連携 	随時
	ボランティアの育成（手話講座）	障害者の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座 年45回 ・フォローアップ 年1～4回 ・手話レベルアップ講座 年2回 ・視覚障害者サポート講座 月1回 ・こぶしの会（昼）月3回 ・こぶしの会（夜）（12月まで）月2回 ・中途失聴・難聴手話講座開催支援 月2回 	回数及び実施状況等
	社会適応訓練	生活能力の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室 月1回 ・手芸教室 月2回 ・パソコン教室 週1回 ・生花教室（希望者なし休止中） ・カラオケ倶楽部 週1回 	回数及び実施状況等
	創作活動	生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・書道教室 月3回（祝日の場合休止） ・陶芸教室 月2回（祝日の場合休止） ・七宝教室 月1回（祝日の場合休止） ・園芸教室 果樹園栽培年3回 	回数及び実施状況等
	機能回復訓練	身体機能の維持・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・OT・PT及び指導員によるリハビリ ・個別メニューの実施 ・ストレッチ体操による身体機能維持・回復 	実施状況等
	スポーツ及びレクリエーション	障がい者へのスポーツの理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県障がい者スポーツ大会 年1回 ・宮古市障がい者スポーツ大会 年1回 ・岩手県卓球バレー交流大会 年3回～4回 ・宮古圏域障害者スポーツ交流会参加への支援年1回 ・岩手県視覚障害者福祉協会宮古支部スポーツ交流会の開催及び支援 年1回 	実施状況及び回数等

			<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者ゲートボール大会 年1回 ・宮古市身体障害者福祉会新年会 年1回 ・リフレッシュ教室 年2回 ・サウンドテーブルテニス 週1回 	
身体障害者の福祉を増進するための必要な事業	身体障害者関係福祉団体に対する指導・助言等の援助	社会参加の促進 自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市身体障害者福祉会団体支援 随時 ・宮古市身体障害者福祉会行事への支援及び理事会資料作成 年4回 ・総会等への運営に関する支援 年1回 ・宮古市視覚障害者宮古支部団体支援 年3回 (総会・福祉大会・スポーツ交流会) 	実施状況及び回数等
	会報の発行	モチベーションの向上	会報「とっておきニュース」発行し仲間を意識して活力となれるようにする。年2回	発行状況
	各福祉大会、会議等	宮古市身体障害者福祉会会員及びご家族の方 視覚障害者協会会員団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県身体障がい者福祉大会 (H30年度自主参加) ・宮古市身体障害者福祉会花見会及び総会 年1回 ・宮古市身体障害者福祉会理事会 年3回～4回 ・宮古市身体障害者福祉会研修旅行会 年1回 ・宮古市身体障害者福祉会新年会 年1回 ・岩手県視覚障害者福祉大会 年1回 ・岩手県視覚障害者福祉協会宮古支部総会 年1回 ・岩手県視覚障害者福祉協会宮古支部スポーツ交流会 年1回 	回数及び実施状況
経営管理	収益確保・経費削減		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●陶芸釜の部屋低圧電力34kWのため毎月8万5千かかる。その他従量電灯C13KVA 1万程度となっている。陶芸を楽しむにされている障害者が多く、継続するが現実は厳しい。 ●H27年4月より軽油からガソリン車へ変更となりリフトバスリッター3キロしか走らないため、燃料がかかる。宮古市身体障害者福祉センターキャラバン等随時調整可能であれば使用する。【継続】 ●委託料が不足。 <p>地域活動支援事業の収入で補うような仕組みになっている</p>	満足度調査及び実施状況等

			<p>が厳しい。少しでも地活の行事等工夫し実施を上げるようにする。団体支援が土日のため、振替休日に対応する。【継続】</p> <p>●団体支援（宮古市身体障害者福祉会・視覚障がい団体支援。その他支援者がいる所は、支援者の力をつけ意欲的に活動できるよう助言を行なう。【継続】</p>	
<p>○職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 1人（常勤職員） ・ その他職員 2名以上 		<p>○指定管理委託料</p> <p>6,630,000円</p>		

6 入所施設

【養護老人ホーム清寿荘】

<基本方針>

自宅で生活することが困難な高齢者に対して、日常生活において自立支援に努め、入所者の生活の場である施設において、安全・安心・満足の実現を図る。

入所者の意思及び人格を尊重しながら、常に訴えや思いを傾聴する姿勢を持ち、入所者の立場に立って支援する。

また、地域住民との関わりを重視し、地域の社会資源として地域に開かれた施設づくりと地域貢献を目指す。

<重点目標>

【 自立者・要介護者共通 】

- (1) 介護予防プログラム（運動機能向上、認知症予防等）の充実と小グループ活動の活性化
- (2) 入所者の尊厳の保持と自立支援
- (3) 地域交流及び家族懇談会等を通じての家族との交流促進
- (4) 安全安心の食事提供と健康管理
- (5) 地域に開かれた施設づくりと地域貢献
- (6) 職員の資質向上

【入所支援係】

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
1 生活相談			
①入所者のニーズ把握			
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・常に訴えや思いを傾聴する ・相談しやすい環境に配慮しながら、ニーズ等へ迅速に対応 ・定期相談、満足度調査、嗜好調査等を実施し入所者の思い・要望を把握、支援につなげる
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作で困っている事や支障がでている状況の把握
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・日常での会話を重視し、取り組んでみたい活動の把握
②家族との交流促進			
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との交流の場の設定・発信 ⇒ ・家族懇談会 ・行事等への招待 ・日常の面会 ・外出、外泊 ・清寿荘だよりにて情報発信 ・入所者の情報提供
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報提供等を行い家族との係りをもつ
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・お盆、年末年始等の長期休暇の際は外出、外泊を通し家族との関わりを強く持つ
③介護サービス導入、施設移行の検討			
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親族、関係機関と連携し今の状態に合わせた介護サービスの利用や適切な施設入所の検討
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親族、担当 CM と連携し今の状態に合わせた介護サービスの利用、適切な施設入所の検討 ・他施設の見学
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・施設換え、在宅復帰等の要望に応じ親族、関係機関と相談しながら検討
2 生活支援			
①入所者の尊厳の保持と自立支援			
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の個別的な理解⇒ 基本情報の振り返り、アセスメント ・プライバシーの保護 ・自己決定への支援⇒ 自己選択と自己決定の原則 ・満足度や生きがい等の精神面を重視したQOLの向上

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇会議の開催 ・ 入所者のストレングス（強み）に目を向け個々人にあったできる事（自立）を増やしていく ・ 適切な身体拘束廃止委員会の開催
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンパワーメントの機会を増やししながら入所者の自己選択と自己決定の支援
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的な自己選択、自己決定への支援・個別支援の充実を図りながら生活面で自立できる部分を増やす
	②運動機能向上、認知症予防		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関前ホールの効果的活用（カフェ、レクリエーション）・クラブ活動への参加（調理・書道等） ・ 各種行事への積極的な参加 ・介護予防プログラム ・残存機能、能力の活用 ・ 小グループ活動の充実
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T 訓練へ積極的に参加し、残存機能が低下しないように努める
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種行事等に積極的に参加し、残存機能の保持に努める
	③入所者主体の自治会運営		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の意見を反映させた総会、役員会の運営 ・定期的な自治会役員会実施 ・ 自治会費の集金と適切な用途
3	健康・栄養管理・感染症対策		
	①体調管理		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の体調確認（バイタル）・医療機関、関係機関との連携協力、情報共有 ・ 健康についての相談（健康不安の解消） ・ チームアプローチによる体調異常の早期発見、早期対応 ・ 定期的な通院による病状悪化防止
	②安心・安全な食事提供		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者に喜ばれ、衛生管理を徹底した安心、安全な食事の提供 ・ 嗜好調査の実施により、結果を食事メニューへ反映
	③感染症対策と事故防止		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の徹底（手洗い・うがい）
		職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止対策委員会の開催と事故発生時の分析・再発防止対策 ・ 感染症発生時の速やかな感染症対策予防委員会の開催 ・ 感染症対策の勉強会実施、研修会参加

4 安全管理			
	①施設設備点検・修繕・改善		
		施設（職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の定期的な保守点検の実施 ・入所者に安心して生活していただくための改善、計画的な修繕
	②防災対策		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回の自衛消防訓練の参加
		職員	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の点検 ・定期的な防災設備の点検 ・防災対策委員会の開催 ・年6回の自衛消防訓練の実施
5 地域交流			
	①ボランティアや児童等との交流		
		ボランティア・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの積極的な受入れ ・イベント時（敬老会・夏祭会・ふれあい祭り）等に児童・生徒に出演いただき交流を図る ・各種交流会の受入
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや外出行事の際はボランティアに協力をもらいながら、行事を楽しむ。
	②地域に開かれた施設行事の開催や地域貢献		
		入所者	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭会やふれあい祭りの開催を通して地域住民（社会）との交流を図り、地域の一員としての意識を高める。 ・地域貢献活動の実施（荘周辺や地域のゴミ拾い清掃活動の実施）
		地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学者を積極的に受入、施設の情報発信を行い当荘の理解を深めていただく ・地域住民が気軽に立ち寄れ、地域の高齢者等（住民）が相談できるような社会資源としての役割を果たす。
6 金銭・公的証書の管理			
	①預貯金（小遣い）等の管理		
		共通	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭取扱要領に基づき、通帳、印鑑の管理 ・保険証等の保管 ・費用徴収事務 ・自治会費の集金 ・預かり金出納簿の作成
		要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・小遣い金の管理
		自立	<ul style="list-style-type: none"> ・小遣い自己管理の支援 ・販売等の会計をできる部分は自立で行なってもらう。
7 その他（研修・地域貢献）			

	①研修		
		職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門分野における研修会への参加 ・他施設への視察研修 ・地域貢献活動の実施（入所者と共に荘周辺や地域のゴミ拾い清掃活動の実施） ・清寿荘課内の他部門と連携・協力して積極的に地域に出向き、ソーシャルワーク機能を活用し地域に開かれた施設運営に取り組む

■介護保険短期入所生活介護事業（対象：全利用者）

事業項目	事業区分	具体的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス ・生活機能維持向上プログラムの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・運動機能向上、認知症予防、個別機能訓練プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医務担当を中心としたバイタル測定や状態観察により健康状態を確認。誤薬等無いよう、服薬の管理 ・機能訓練プログラム（随時、PT） ・荘内行事等を通じた活動参加
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待高齢者等の緊急保護対応 ・機能訓練（日常生活動作機能維持向上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談等 ・行政等と連携し虐待高齢者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族等の介護に関する相談対応や、サービス利用に係る調整手続き等対応。 ・行政等と連携し虐待高齢者の保護 ・利用者の身体状況、機能状態に合わせた個別の機能プログラムを作成。その実施状況及び目標達成状況の評価を行い、次月取組内容へ反映。
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動機能向上 ・認知症予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のラジオ体操実施や、日中活動レクや荘内行事への参加。 ・手先を使う創作活動、脳トレドリルの実施及び参加。
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所車両での送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況及び家族都合に合わせた、利用者と家族に負担がかからない車両形態、時間帯の設定と対応実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自尊心に配慮し個々の身体状況と趣向に合わせた入浴、清拭着替えを行い清潔保持と心身のリフレッシュ。
<ul style="list-style-type: none"> ・給食サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供、食事介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々の嗜好、食制・食禁、アレルギー有無等把握のうえ、それに沿った食事の提供。 ・身体状況に応じた介助器具や直接介助の提供。

【高齢者生活福祉センター】

＜基本方針＞

- ・入所者に対して、自立生活の助長、介護支援機能、居住機能の充実を図る。
- ・入所者が安心して健康で明るい生活を送ることが出来るよう支援する。
- ・地域の高齢者等が平等に施設を利用できるよう確保する。

＜重点目標＞

○入所者とその居住において、一時的に生活が困難な状況にあり入所を希望された場合につき入所を行い、また、住み慣れた地域及び居住で生活を送ることが出来るよう、必要最低限の支援を行い、自立に向けて支援を行う。

○入所希望者が平等に施設を利用できるよう施設の運営に当たる。

■入所支援業務

事業項目	事業区分	対象	具体的取り組み
・居住における援助	・食事援助	共通	>>栄養バランスの摂れた食事を提供し健康維持に努める。
	・身体機能維持	共通	>>単に居住内での生活を送るのではなく、デイサービス利用等を行い、レク、機能訓練を積極的に行い、身体機能維持に努める。
	・在宅での生活を目的として	共通	>>住み慣れた地域及び居住で、再度生活が送れるよう、日常生活において、自分で出来るところは積極的に行ってもらい、在宅へ戻った際も安心して暮らすこと出来るよう必要最低限の支援を行う。また必要に応じて、相談援助を行い入所者の精神的支えになるよう努める。
・誰もが平等に利用できる施設	・施設運営	共通	>>入所者の入所期間設定については、必要最低限の入所期間に定めて、短期間で入所のやり繰りを行い、入所希望及び緊急対応時においてもすぐに対応できるよう体制を整える。ただし、入所者の状態及び状況等を判断して、期間延長の対応も考慮しながら運営する。

○職員体制 1.5人（1名専従）	〔施設入所〕 >>利用定員 10名 >>開所日 356日（8月14日～16日、12月29日～1月3日休館）
---------------------	---